

5 局・支庁所在地及び管轄区域

局・支庁 (電 話 番 号)	所 在 地	管 轄 区 域	市 町 村 数			
			市	町	村	計
鹿 児 島 地 域 振 興 局 県税管理課 (099-805-7211, 7213) 課税課 (099-805-7221, 7224 , 7227, 7231, 7234, 7252 , 7470) 納税課 (099-805-7241, 7246 , 7248, 7461, 7462)	(〒892-8520) 鹿児島市小川町3番56号	鹿児島市, 日 置 市, いちき串木野市 鹿児島郡 三 島 村, 十 島 村	3	-	2	5
鹿児島地域振興局自動車税課 (099-261-5611)	(〒891-0131) 鹿児島市谷山港2丁目5番1号	全域	19	20	4	43
南 薩 地 域 振 興 局 (0993-52-1315, 1317)	(〒897-0031) 南さつま市加世田東本町 8番地13	枕 崎 市, 指 宿 市, 南さつま市, 南九州市	4	-	-	4
北 薩 地 域 振 興 局 (0996-25-5202, 5203 , 5205, 5206)	(〒895-8501) 薩摩川内市神田町1番22号	阿久根市, 出 水 市, 薩摩川内市 薩 摩 郡 さつま町 出 水 郡 長 島 町	3	2	-	5
始 良 ・ 伊 佐 地 域 振 興 局 (0995-63-8114, 8116 , 8120, 8126)	(〒899-5212) 始良市加治木町諏訪町12番地	伊 佐 市, 霧 島 市, 始 良 市 始 良 郡 湧 水 町	3	1	-	4
大 隅 地 域 振 興 局 (0994-52-2093, 2094 , 2097, 2098)	(〒893-0011) 鹿屋市打馬2丁目16番6号	鹿 屋 市, 垂 水 市, 曾 於 市, 志布志市 曾 於 郡 大 崎 町 肝 属 郡 東串良町, 錦 江 町, 南大隅町 肝 付 町 (ただし, 曾於市・志布志市・曾於郡の軽 油引取税の免税証等の交付を除く)	4	5	-	9
大隅地域振興局曾於総務分室 (099-482-1138, 1992)	(〒899-8102) 曾於市大隅町岩川5677番地	※ 曾於市・志布志市・曾於郡の軽油引取税 の免税証等の交付のほか, 納税証明書の発 行, 各種申告書の受付等を取り扱ってい る。	-	-	-	-
熊 毛 支 庁 (0997-22-0006, 0063)	(〒891-3192) 西之表市西之表7590番地	西之表市 熊 毛 郡 中種子町, 南種子町, 屋久島町	1	3	-	4
大 島 支 庁 (0997-57-7225, 7229)	(〒894-8501) 奄美市名瀬永田町17番3号	奄 美 市 大 島 郡 大 和 村, 宇 検 村, 瀬戸内町 龍 郷 町, 喜 界 町, 徳之島町 天 城 町, 伊 仙 町, 和 泊 町 知 名 町, 与 論 町 (ただし, 徳之島町・天城町・伊仙町・和 泊町・知名町・与論町の自動車税, 個人県 民税の納税事務を除く)	1	9	2	12
徳 之 島 町 駐 在 (0997-82-4810)	(〒891-7101) 大島郡徳之島町亀津7216番地	※ 徳之島町・天城町・伊仙町の自動車税及 び個人県民税, 和泊町・知名町・与論町の 個人県民税の納税事務を取り扱っている。	-	-	-	-
税 務 課 (099-286-2111代)	(〒890-8577) 鹿児島市鴨池新町10番1号		19	20	4	43

(注)・鹿児島地域振興局自動車税課の市町村数は, 局・支庁計に算定しない。
・市町村については, 平成30年4月1日現在のもの。
・局・支庁において, 口座番号は, 自動車税以外の税目は「02010-2-960005」, 自動車税は「02000-1-960127」を
使用。なお, とりまとめ店については, 全税目「福岡貯金事務センター」を利用。

6 県税制の変遷

(1) 機構改革（主なもの）

昭和22年	県に税務課創設
昭和30年	出先機関の機構改革 (1) 加世田・川内・加治木・大隅・鹿屋の各事務所の名称を財務事務所へ変更（県税事務所廃止） (2) 指宿・日置・出水・伊佐の地方事務所は、それぞれ鹿児島県税事務所，川内財務事務所，加治木財務事務所へ合併 (税務部門)
昭和43年	自動車税の集中管理のため，鹿児島県税事務所へ自動車税の分室設置（鹿児島市東郡元町）
昭和48年	自動車税分室を廃止し，鹿児島県自動車税管理事務所を新設（昭和55年に現在の場所へ移転）
昭和59年	加世田・川内・加治木・大隅・鹿屋の各事務所の名称を総務事務所へ変更（財務事務所廃止）
平成9年	鹿児島県税事務所の名称を鹿児島総務事務所へ変更（県税事務所廃止）
平成14年	自動車税管理事務所納税課を鹿児島総務事務所へ統合（徴収部門の一元化）
平成19年	機構改革 (1) 地域振興局・支庁の設置（鹿児島，南薩，北薩，始良・伊佐，大隅，熊毛，大島） (2) 自動車税管理事務所の廃止（→鹿児島地域振興局自動車税課） (3) 大隅総務事務所の廃止（→大隅地域振興局曾於総務分室） (4) 所管区域（指宿市・揖宿郡）の変更 (鹿児島総務事務所→南薩地域振興局） (5) 税務課に特別滞納整理班を設置し，各地域振興局・支庁に県税徴収対策官・市町村派遣職員を配置
平成22年	大島支庁県税課徳之島町駐在機関を設置
平成23年	税務課に課税対策官を設置し，鹿児島地域振興局に配置（平成27年廃止）
平成24年	税務課に徴税指導対策官を設置し，鹿児島地域振興局に配置 鹿児島地域振興局に自動車税係を設置
平成25年	県税徴収対策官を始良局に集中配置（併せて，南薩局，北薩局，大隅局の配置を廃止）
平成26年	県税徴収対策官を始良局から北薩局へ変更配置
平成27年	県税徴収対策官を北薩局から大隅局へ変更配置
平成28年	県税徴収対策官を大隅局から鹿児島局へ変更配置

(2) 課税関係

○税目の創設，廃止（昭和26年以後）

昭和29年	個人県民税・法人県民税・不動産取得税・道府県たばこ消費税創設
昭和31年	軽油引取税の創設
昭和36年	遊興飲食税の料理飲食等消費税への改正
昭和38年	狩猟者税の廃止，狩猟免許税，入猟税の創設
昭和43年	自動車取得税の創設
昭和54年	狩猟免許税の狩猟者登録税への名称変更
昭和58年	核燃料税（法定外普通税）の創設
昭和63年	利子等に係る県民税（県民税利子割）の創設
平成元年	娯楽施設利用税廃止，ゴルフ場利用税への名称変更
平成元年	料理飲食等消費税廃止，特別地方消費税への名称変更
平成元年	道府県たばこ消費税の道府県たばこ税への名称変更
平成9年	地方消費税の創設
平成12年	特別地方消費税の廃止
平成15年	県民税配当割の創設
平成15年	県民税株式等譲渡所得割の創設
平成15年	法人事業税に外形標準課税の導入
平成16年	狩猟者登録税・入猟税の廃止，狩猟税の創設
平成17年	森林環境税（県民税均等割の超過課税）の創設

平成17年	産業廃棄物税（法定外目的税）の創設
平成19年	税源移譲（所得税→個人住民税）
平成20年	地方法人特別税（国税）の創設
平成21年	自動車取得税及び軽油引取税を目的税（道路特定財源）から普通税に改正
平成26年	地方法人税（国税）の創設
平成30年	国際観光旅客税（国税）の創設

(3) 収納管理関係

○ 納税制度の拡充・利便化

昭和25年	郵便局窓口での県税払込みの開始
昭和26年	納税貯蓄組合法の発足 納税貯蓄組合補助金交付
昭和45年	口座振替制度による県税の収納開始
昭和61年	県外郵便振替制度の導入
平成7年	所轄外の事務所分における過誤納金の充当及び納税証明書の交付の開始
平成8年	郵便局における徴収金の納付又は納入場所が「県内の郵便局」から「九州各県（沖縄県を除く）内の郵便局」へと拡大
平成13年	納税貯蓄組合補助金廃止
平成16年	収納代理金融機関の拡大（国内にあるみずほ銀行の本店及び支店）
平成18年	法人二税の電子申告の開始 自動車税のコンビニ収納開始
平成20年	電子収納の開始
平成22年	自動車税のクレジット収納開始 自動車税のコンビニ収納の通年化
平成26年	収納代理金融機関の拡大（国内にある三井住友信託銀行の本店並びに地方公共団体の金銭の収納に係る事務を取り扱う支店及び出張所）

7 税務事務の電算化

(1) 税務事務電算化の経過

- S 46. 1 自動車税（課税・収納）システムの開発に着手
- 47. 4 自動車税システム稼働
- 49.12 自動車税システムの納税照会（オンライン）稼働
- 54. 4 法人二税（課税）システムの開発に着手
- 55. 4 法人二税システム稼働
- 55.10 不動産取得税（課税）システムの開発に着手
- 56. 6 不動産取得税システム稼働
- 57. 4 個人事業税（課税）・鉦区税（課税）のシステム開発に着手
- 58. 4 自動車税を除く全税目の収納管理システムの開発に着手
- 鉦区税システム稼働
- 7 個人事業税システム稼働
- 60. 4 収納管理システム稼働（S 60. 6 運用停止）
- 61. 4 自動車税システムの再開発（課税・収納、オンラインリアルタイム処理）に着手
- 62.10 システム変更（徴収金の端数処理、法人二税の利子割との調整）に着手
- 63. 4 システム変更稼働
- 不動産取得税（課税）システムの一部市町村分について漢字化
- H 1. 4 新自動車税システム稼働
- 2. 4 全税目の電算化を図るため、宛名管理システムの開発に着手
- 法人二税システムの再開発（課税、オンラインリアルタイム処理）に着手
- 3. 4 自動車税を除く全税目の収納管理システムの開発に着手（税務トータルシステムの構想）
- 4. 4 課税一次（オンラインリアルタイム処理）システムの（再）開発に着手
- 5. 4 課税二次システムの開発に着手
- 宛名管理システム、新法人二税システム稼働
- 7. 4 税務電算システム（収納管理・課税一次・課税二次）稼働
- 7.10 法人二税システム開発（移転価格税制追加）
- 8. 3 自動車税システム開発（名寄せ、滞納履歴画面修正、レイアウト変更、コード追加等）
- 11 県行政情報ネットワーク（行政LAN）整備に伴い、通信体系を変更
- 9. 3 自動車税システム開発（徴収対策システム）
- 6 地方消費税の課税・収納及び統計に関するシステム開発
- 10. 1 郵便番号7桁化対応システム開発
- 3 調定収入状況報告作成プログラムの2000年対応
- 3 自動車税システム開発（2000年対応・郵便番号7桁化対応）
- 11. 4 課税二次システムの再開発（対応OSの変更、MS-DOS → Windows）に着手
- 12.10 新課税二次システム稼働
- （税務職員への一人一台パソコン配備を完了）
- 12.11 自動車税納税証明書（継続検査用）自動発行機稼働
- 14. 8 税務総合システムの開発に着手
- 16. 9 狩猟税新設（狩猟者登録税及び入猟税の一本化）対応
- 17. 4 税務総合システム稼働
- 17.10 自動車税のコンビニ収納に対応するため税務総合システムの改修に着手
- 18. 1 地方税ポータルシステム（eLTX）と連携して法人二税電子申告受付処理機能稼働
- 18. 3 自動車税のコンビニ収納処理機能稼働
- 19. 4 県税の電子収納（ペイジー収納）に対応するため税務総合システムの改修に着手
- 20. 1 会計課の電子収納システムと連携して電子収納（ペイジー収納）機能稼働
- 20. 7 地方法人特別税に対応するため税務総合システムの改修に着手
- 21. 4 地方法人特別税の一部（決算統計を除く。）機能稼働
- 21. 6 地方法人特別税の一部（決算統計）の機能稼働
- 22. 1 自動車税のクレジット収納に対応するため税務総合システムの改修に着手
- 22. 4 自動車税のコンビニ収納（通年化）稼働
- 22. 5 自動車税のクレジット収納処理機能稼働
- 23. 1 個人事業税に係る国税データ（所得税確定申告書等）の受信機能整備
- 23. 3 税務総合システム（Web化）の改修に着手
- 24. 2 税務総合システム（Web化）稼働
- 24. 5 個人事業税に係る国税データの税務総合システムへの連携開始
- 25.10 核燃料税出力割導入に伴う対応
- 27. 7 自動車税の納税確認の電子化（JNK S）利用開始
- 28. 5 税務総合システムのマイナンバー利用を開始
- 29. 4 滞納整理支援サブシステム稼働
- 30. 2 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）運用開始
- 30. 4 コンビニ収納の対象税目に不動産取得税、個人事業税を追加

(2) 税務総合システムの概要

(H30. 4. 1 現在)

サブシステム	処 理 概 要	開 発 着 手 時 期	稼働 開 始 時 期	処 理 媒 体	開 発 言 語
個人県民税	調定・徴収取扱事務費・滞納報告・統計	H14. 8 Web化: H23. 3	H17. 4 Web化: H24. 2	サーバ	YPS_COBOL JAVA
法人三税	法人登録・調定・申告書プレプリント・是認・利子割精算金・電子申告受付				
県民税利子割	登録・申告・更正決定・加算金決定・調定・市町村交付金算定・照会・統計				
個人事業税	登録・調定・賦課参考データ登録・照会・統計・納税通知書再発行・未申告リスト作成・納期限変更・統計				
地方消費税	登録・調定				
不動産取得税	調定・減額・徴収猶予・課税情報修正				
県たばこ税	登録・申告書入力・更正決定・納期限変更・調定・統計				
ゴルフ場利用税	登録・申告書入力・更正・納期限延長・調定・統計・市町村交付金				
自動車二税	申告書入力・分配データ登録・随時賦課				
鉦区税	登録・調定・統計				
狩猟税	登録・調定・税額変更・納期限変更・調定決議・集計				
産業廃棄物税	調定・月報・照会・誤謬・誤賦課				
核燃料税	納税者登録・申告・統計・調定・月報・照会 誤謬				
核燃料出力割	調定・月報・照会・誤謬・誤賦課				
軽油引取税	登録・申告書・更正決定・調定・交付税・課税状況調・免税軽油・使用者登録・免税証・統計・特徴者交付金				
納税者管理	名寄せ・納税者変更・登録・返戻文書・タックシール印刷				
収納管理	収納消込・収入更正・決算・納付書発行・納税証明発行・還付充当・督促状				
滞納整理支援	滞納者情報管理・差押・交付要求・催告書・調査書作成、交渉等記録				
証紙証券等管理	有価証券出納簿，歳入歳出外現金出納簿，狩猟税証紙出納簿，自動車二税証紙出納簿，始動票札交付整理簿の整理業務				
県民税株式等譲渡所得割	特徴者登録・申告・更正決定・誤謬・市町村交付金処理・調定				
県民税配当割	特徴者登録・申告・更正決定・誤謬・市町村交付金処理				
共通基盤	オンライン起動(ログイン) ・業務インフォメーション機能・マスタメンテ機能				
業務共通	調定指示・月報作成・ヘルプデスク				

8 県税の税率等の推移

(1) 県民税

① 個人

年度 項目	昭和25年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1人目 7万円 2人目以降3万円 前年の合計所得金額が5万円を超える配偶者が ある場合 1人目 5万円
税率		(創設) 均等割 年額 100円 所得割 所得税の5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課 税標準とする 13段階の標準 税率が設けら れ、昭和37年 から適用する こととされた が、同年度に おいて再び法 改正が行われ 実施されなか った。	所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%

(注) 税率は、県民税利子割、地方消費税、県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、鉾区税、狩猟税にあっては一定税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46	47
10万円		11万円	12万円	13万円	14万円	15万円
(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円	13万円	14万円
扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円 前年の合計所得金 額が5万円を超え る配偶者がある場 合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶 者がない場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶 者がない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶 者がない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がない場 合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者がない場 合 1人目 11万円	扶養親族 1人 11万円 配偶者がない場 合 1人目 12万円
分離課税に係る所 得割は当分の間算 出税額の90%				所得割 土地建物等の譲 渡所得に対する 税率 (イ)長期譲渡所得 (イ)45,46,47年度 1.3% (ロ)48,49年度 1.6% (ハ)50,51年度 2.0% (2)短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のい ずれか多い金額 (イ)4% (ロ)総合課税で 計算した場合の 課税短期譲渡所 得金額に対する 税額の110%相当 額		

年度 項目	48	49	50	51
基礎控除	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族 1人 12万円 配偶者がいない場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者がいない場合 16万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者がいない場合 19万円	
税率		所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50, 51年度 1.6% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)		均等割 標準税率 年額 300円

(注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

52	54	55	56
20万円	21万円	22万円	
20万円	21万円	22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円	扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得(52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55～57年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得(56年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超え8,000万円以下の額の2分の1の額と8,000万円を超える金額の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(56年度までの適用期限を廃止)

2 昭和55年度欄における所得割の税率は、昭和54年度改正によるものである。

3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

年度 項目	58	59
基礎控除		25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である 扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該 4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 長期譲渡所得の金額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ○ 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% ○ 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ○ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ○ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。

2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

60	61	63
26万円		28万円
控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設)配偶者特別控14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調される。)
扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である扶養親族 30万円 同居老親等扶養親族 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 36万円 同居老親等扶養親 33万円
均等割 標準税率 年額 700円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (61～63年度) (イ) 長期譲渡所得金額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ○ 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% ○ 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ○ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得の金額が4,000万円以下である場合 (a) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (b) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該 4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ○ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得 (61～63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得に対する税率 (昭和63年～平成3年度) (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものがある。

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄については、昭和62年度改正によるものである。

項目 \ 年度	平成元年度	2
基礎控除		30万円 (A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円 (A) 老人控除対象配偶者 (障害者を含む。) 35万円 (A, B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円 (B) (新設) 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円 (B) 配偶者特別控除 30万円 (A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円 (A) 老人扶養親族 (障害者を含む。) 1人 35万円 (A, B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円 (B) (新設) 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円 (B) 同居老親等扶養親族 (障害者を含む。) 1人 42万円 (A, B) (新設) 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円 (B) (新設) 特定扶養親族 1人 35万円 (A) (新設) 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円 (A, B)
税率	所得割 (1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (平成元～3年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (平成元～3年度) ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 (一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3% ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2% (A) (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ) 又は (ロ) いずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (～平成4年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正。(2)(ロ)、(ニ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
- 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A, B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもの、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは、平成2年度改正で適用期限を延長したものである。

3	4
3 1 万円	
控除対象配偶者 3 1 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 3 6 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 5 2 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 5 7 万円 配偶者特別控除 3 1 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1 人 3 1 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 3 6 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 5 2 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 5 7 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 4 3 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 6 4 万円 特定扶養親族 1 人 3 6 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 5 7 万円	
所得割 (1) 550万円以下の金額 2 % 550万円を超える金額 4 % (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成10年度） (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4 % (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120 %相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡 所得（～9年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の 譲渡所得 特例廃止（経過措置として平成3年12月31日ま での譲渡に係る分は従前の税率適用）

3 平成4年度欄は、平成3年度改正によるものである。

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33万
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 （16歳以上23歳未満の扶養親族） 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得（特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税 制度の廃止	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄は、平成3年度改正によるものである。
 2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 3 平成6年度に限り県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。
 4 平成7年度欄においては、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

8	9
均等割 標準税率 年額 1, 0 0 0 円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が4, 000万円以下である場合 2 % (2) 課税長期譲渡所得金額が4, 000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4, 000万円を控除した金額の 3 %に相当する金額との合計	所得割 (1) 700万円以下の金額 2 % 700万円を超える金額 3 % (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ○ (イ) 又は (ロ) のいずれか多い金額 (イ) 3 % (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等に金額に対する税額の110%相当額 ○ 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 (～平成15年度) (イ) 又は (ロ) のいずれか多い金額 (イ) 3 % (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 ○ 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4, 000万円以下である場合 2 % (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4, 000万円を超え8, 000万円以下である場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4, 000万円を控除した金額の 2 %に相当する金額との合計額 (ハ) 課税長期譲渡所得金額が8, 000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から8, 000万円を控除した金額の 3 %に相当する金額との合計額 ○ 短期譲渡所得 (イ) 又は (ロ) のいずれか多い金額 (イ) 3 % (ロ) 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額

- 5 平成7年度分及び平成8年度分の県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除した。
- 6 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。
- 7 平成9年度欄における所得割の税率のうち（3）（イ）については、平成8年度改正によるものである。

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円同居 の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成14年度） (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（平成11年度） (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用（～平成13年度） (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等特例廃止

(注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正による。

2 平成10年度分に限り、県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額の限度とする。）を控除した。

3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。

4 平成11年度分以降については、県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は、4万円を限度とする。)を控除する。

5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。
6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。
7 平成15年度欄については、平成13年度改正によるものである。

年度 項目	16	17	18
基礎控除			
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、 配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止	
扶養控除			老年者控除の廃止
税率	所得割 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成15年1月～） (イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6% (ロ) 長期（1年超）保有上場株式等に係る特例（平成15～17年） 1% ※ (イ)については、税率1%の特例を創設（～平成20年度） (ロ)については、廃止 (2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 特例不適用（～平成21年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成21年度） ○ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.3% ○ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合26万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額 (ハ) 短期譲渡所得 ○ 国等に対する譲渡以外である場合 3% ○ 国等に対する譲渡である場合 1.6% (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6% * 均等割 500円を「森林環境税」として超過課税した。	

- (注) 1 平成16年度欄において、所得割(1)(※を除く)については平成13年度（平成13年11月）改正、それ以外については平成15年度改正による。
- 2 平成17年度欄において、配偶者特別控除については平成15年度改正、所得割については平成16年度改正、均等割超過課税については鹿児島県森林環境税条例によるものである。
- 3 平成18年度欄において、老年者控除については平成16年度税制改正、特別扶養控除については平成18年度税制改正によるものである。
- 4 平成18年度分については、平成17年度税制改正により、定率減税額が1／2に縮減。

19	20
所得割 所得税から住民税への税源移譲により 4%	所得割 (1) 上場株式等の配当等並びに公募公社債投資信託以外の公募証券信託の配当，国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等，特定投資法人の投資口の配当等に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成20年12月31日まで軽減税率3.0% (ロ) 平成21年 1月 1日～平成22年12月31日 3.0% 100万円以下の部分に係る特例 (2) 上場株式等に係る譲渡所得に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成20年12月31日まで軽減税率3.0% (ロ) 平成21年 1月 1日～平成22年12月31日 3.0% 500万円以下の部分に係る特例

(注) 平成19年度分については，平成17年度税制改正により，定率減税の廃止。

年度 項目	21	22
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		(1) 一般扶養控除の年少（16歳未満）の廃止 (2) 特定扶養控除のうち16歳以上19歳未満については、上乗せ部分(12万円)が廃止、扶養控除（33万円）へ移行 ※ 平成24年度以降適用
税率	所得割 (1) 上場株式等の配当等並びに公募公社債投資信託以外の公募証券信託の配当、国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等、特定投資法人の投資口の配当等に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成23年12月31日まで軽減税率3.0% (2) 上場株式等に係る譲渡所得に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成23年12月31日まで軽減税率3.0%	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成26年度） (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成26年度） (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成22年度～平成24年度） 1.2% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率（平成22年度～平成24年度） 1.2%

23	24
所得割 (1) 上場株式等の配当等並びに公募公社債投資信託以外の公募証券信託の配当、国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等、特定投資法人の投資口の配当等に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成25年12月31日まで軽減税率3.0% (2) 上場株式等に係る譲渡所得に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成25年12月31日まで軽減税率3.0% (3) 退職所得の分離課税に係る所得割について、平成25年1月1日から、その所得割の額から10分の1に相当する金額を控除する措置が廃止 (4) 寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引下げ	所得割 (1) 給与所得控除の見直し(平成26年度分の個人県民税から) 給与収入金額が1,500万円を超える場合の245万円の控除上限設定など (2) 平成25年1月1日以降に支払われる退職所得について、勤続5年以下の法人役員等に係る退職所得2分の1課税を廃止

25	26
所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成25年度～平成26年度) 1.2% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成25年度～平成26年度) 1.2%	均等割 標準税率 (平成26年度～平成35年度) 年額1,500円 〔本則税率 年額1,000円に 年額500円を加算した額〕 所得割 給与収入および給与所得控除の上限額を段階的に引下げ (平成29年度分の個人県民税から)

27	28
所得割 (1) 寄附金控除（ふるさと納税）の特例控除額を個人住民税所得割額の1割から2割へ引上げ (2) 個人住民税における住宅借入金等特別控除について適用期限（平成29年12月31日）を平成31年6月30日まで1年6ヶ月延長	所得割 (1) 検診、予防接種等を受けている個人を対象として、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用（年間1.2万円を超える部分の金額）についてセルフメディケーション推進のための所得控除制度（医療費控除の控除額計算上の特例措置）を導入 ※ 参考 スイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）をいう。 (2) 国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入 (3) 公益法人等について、個人寄附に係る税額控除の対象となるために必要な寄附者数の要件を事業規模に応じて緩和 (4) 相続により生じた空き家であって旧耐震基準しか満たしていないものに関し、相続人が必要な耐震改修又は除却を行った上で家屋又は土地を売却した場合の譲渡所得について特別控除（3,000万円）を導入 (5) 通勤手当の非課税限度額を月額10万円から15万円に引上げ（平成28年に1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用）

所得割**1 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し（平成31年度分個人住民税～）**

(1) 配偶者特別控除について、所得控除額33万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限を110万（合計所得金額45万円）から155万円（合計所得金額90万円）に引上げ。控除額は逡減し、配偶者の給与収入額約201万円（合計所得金額123万円）で消失。

(2) 納税者本人に所得制限を導入。給与収入額1,120万円（合計所得金額900万円）で控除額が逡減を開始し、給与収入額1,220万円（合計所得額1,000万円）で消失。

2 積立NISAの創設（平成32年度分個人住民税～）

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、積立・分散投資に適した一定の投資信託に対して定期かつ継続的な方法で投資を行う「積立NISA」を創設（年間投資上限額40万円、非課税期間20年。現行のNISAとは選択適用）。

② 法 人

年度 項目	昭和25年度	29	30	40	41	42
税 率		(創設) 均等割 年 600円 法人税割 法人税額の5% 制限税率 6%	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出 資金額が ¹ 1,000万円 を超える法人 年 1,000円 (2) 上記以外の法人 年 600円

年度 項目	53	56
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は種資金額が50億円を 超える法人 年額 200,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が10億円を 超え50億円以下の法人 年額 100,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1億円を 超え10億円以下の法人 年額 20,000円 (4) 資本の金額及び出資金額が1千万円を 超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は種資金額が50億円を超える 法人 年額 200,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が10億円を超え 50億円以下の法人 年額 100,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え 10億円以下の法人 年額 20,000円 (4) 資本の金額及び出資金額が1千万円を超え 1億円以下の法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円 法人税割 法人税率 5.0% 制限税率 6.0%

年度 項目	17
税 率	均等割(超過課税) (1) 資本の金額又は出資金額が50億円 を超える法人 年額 840,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が10億円を 超え50億円以下の法人 年額 567,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1億円を 超え10億円以下の法人 年額 136,500円 (4) 資本の金額又は出資金額が1千万円を 超え1億円以下の法人 年額 52,500円 (5) 上記に掲げる法人以外の 法人等 年額 21,000円 ※標準税率の5%相当額を「森林環境税」 として超過課税した。 ※平成17年4月1日以降に開始する事業 年度から適用

45	46	51	52
法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円 を超える法人 年額 6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円 を超え1億円以下の法人 年額 3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円 以下の法人等 年額 1,800円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円 を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円 以下の法人等 年額 2,000円

58	59	平成3年度	6	平成26年度
均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50億円を超える法人 年額 300,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 200,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 40,000円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の 法人等 年額 4,000円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の 法人等 年額 10,000円	法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 5.8%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の 法人等 年額 20,000円	法人税割 標準税率 3.2% 制限税率 4.2% ※上記の税率 は、平成26年 10月1日以後 に開始する事 業年度から適 用。

③ 利子割

年度 項目	昭和63年度
税 率	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4月1日施行

④ 配当割

年度 項目	平成15年度	平成23年度
税 率	(創設) 配当割 一定税率 5.0% 平成16年1月1日施行 *平成16年1月1日から平成23年3月31日まで 軽減税率 3.0%	※平成25年12月31日まで延長 軽減税率 3.0%

⑤ 株式等譲渡所得割

年度 項目	平成15年度	平成23年度
税 率	(創設) 株式等譲渡所得割 一定税率 5.0% 平成16年1月1日施行 *平成16年1月1日から平成23年12月31日まで 軽減税率 3.0%	※平成25年12月31日まで延長 軽減税率 3.0%

(2) 事業税

① 個人

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	31	32	33
事業主 控除等	免税点 年 25,000円	基礎控除 年 38,000円	基礎控除 年 50,000円	基礎控除 年 70,000円	基礎控除 年 100,000円	基礎控除 年 120,000円		
税率	第1種事業 12% 第2種事業 8% 特別所得税 第1主業務 6.4% 第2主業務 8%		助産婦等 4%	第1種事業 8% 第2種事業及 び第3種事業 6%			第1種事業 課税所得 年50万円以下 6% 年50万円超 8%	
事業専従者 控除等				特別所得税 が事業税の 第3種事業 とされた。				事業専従者 控除(青色) 年 80,000円

年度 項目	45	46	47	48	49	50	51	52
事業主 控除等	事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円	事業主控除 年 800,000円	事業主控除 年 1,500,000円	事業主控除 年 1,800,000円	事業主控除 年 2,000,000円	事業主控除 年 2,200,000円
税率						制限税率が 設けられた (標準税率の 1.1倍)		
事業専従者 控除等			事業専従者 控除(白色) 年 165,000円	事業専従者 控除(白色) 年 170,000円	事業専従者 控除(白色) 年 192,500円	事業専従者 控除(白色) 年 275,500円	事業専従者 控除(白色) 年 400,000円	

34	37	39	40	41	42	43	44
基礎控除 年 200,000円	事業主控除と名称が変更された	事業主控除 年 220,000円	事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円		
	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦等 3%						
	事業専従者 控除(白色) 年 50,000円			事業専従者 控除(青色) 年 100,000円 (白色) 年 60,000円	事業専従者 控除(青色) 年 120,000円 (白色) 年 80,000円	事業専従者 控除(青色) 年 170,000円 (白色) 年 110,000円	事業専従者 控除(青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000円

60	63	平成2年度	5	8	10	11	13
事業主控除 年 2,400,000円			事業主控除 年2,700,000円			事業主控除 年2,900,000円	
事業専従者 控除(白色) 年 450,000円	事業専従者 控除(白色) 配偶者である 事業専従者 年 600,000円 その他の 事業専従者 年 450,000円	事業専従者 控除(白色) 配偶者である 事業専従者 年 800,000円 その他の 事業専従者 年 470,000円	みなし法人課税 特例の廃止 青色申告特別控 除の特例の創設 350,000円	事業専従者 控除(白色) 配偶者である 事業専従者 年 860,000円 その他の 事業専従者 年 500,000円	青色申告特別控 除の特例 450,000円		青色申告特別控 除の特例 550,000円(追加)

年度 17 項目	
事業主 控除等	
税率	
事業専従者 控除等	青色申告特別控 除の特例 650,000円 100,000円 450,000円 (廃止)

② 法 人

年度 項 目	昭和25年度	26	29	30	32
税 率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%		普通法人 年 50万円以下 10% 年 50万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普通法人 3以上の道府県に 事務所等を有する法 人で、資本金額等が 500万円以上の法人 の所得及び清算所得 12%	普通法人 年 50万円以下 8% 年 100万円以下 10% 年 100万円超及び 清算所得 12% ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 500万円以上の法 人の所得 12%
そ の 他		申告納税制度 が採用された。	生命保険事業が 収入金額課税とされ、 運送業(地方鉄軌道事 業を除く。)が所得課税 とされた。	損害保険事業が収 入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が 所得課税とされた。

34	37	39	49	50
普通法人 年 50万円以下 7% 年 100万円以下 8% 年 200万円以下 10% 年 200万円超及び 清算所得 12% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等が500万円以上の法人の所得 12% 特別法人 年 50万円以下 7% 年 50万円超及び 清算所得 12% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等が500万円以上の法人の所得 8%	普通法人 年 100万円以下 6% 年 200万円以下 9% 年 200万円超及び 清算所得 12% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等が1,000万円以上の法人の所得 12% 特別法人 年 100万円以下 6% 年 100万円超及び 清算所得 8% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等が1,000万円以上の法人の所得 8%	普通法人 年 150万円以下 6% 年 300万円以下 9% 年 300万円超及び 清算所得 12% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等が1,000万円以上の法人の所得 12% 特別法人 年 150万円以下 6% 年 150万円超及び 清算所得 8% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等が1,000万円以上の法人の所得 8%	普通法人 年 350万円以下 6% 年 350万円超 700万円以下 9% 年 700万円超及び清算所得 12% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金などが1,000万円以上の法人の所得 12% 特別法人 年 350万円以下 6% 年 350万円超及び清算所得 8% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金などが1,000万円以上の法人の所得 8% ただし、昭和49年5月1日から昭和50年4月30日までの間に事業年度の終了する法人については、次による。 普通法人 年 300万円以下 6% 年 300万円超 600万円以下 9% 年 600万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 300万円以下 6% 年 300万円超及び清算所得 8%	制限税率が設けられた。 (標準税率の1.1倍)

年度 項目	平成元年度	10	11
税 率	特別法人 年 350万円以下 6% 年 350万円超及び 清算所得 8% (ただし、一定の協同 組合等については、 年 10 億 円 超 9%) ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有す る法人で、資本金等が 1,000 万円以上の法人 の所得 8% (ただし、一定の協同 組合等については、 年 10 億 円 超 9%)	普通法人 年 400万円以下 5.6% 年 400万円超 800万円以下 8.4% 年 800万円超及び清算所得 11% ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 11% 特別法人 年 400万円以下 5.6% 年 400万円超及び清算所得 7.5% ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 7.5% ※ 上記の税率は平成10年4月1日 以後に開始する事業年度について 適用する。 ただし、平成10年3月31日以前に 開始した事業年度分については 従前の次の税率による。 普通法人 年 350万円以下 6% 年 350万円超 700万円以下 9% 年 700万円超及び清算所得 12% ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 12% 特別法人 年 350万円以下 6% 年 350万円超及び清算所得 8% ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 8%	普通法人 年 400万円以下 5% 年 400万円超 800万円以下 7.3% 年 800万円超及び清算所得 9.6% ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 9.6% 特別法人 年 400万円以下 5% 年 400万円超及び清算所得 6.6% ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 6.6% ※ 上記の税率は平成11年4月1日 以後に開始する事業年度について 適用する。
その他			

12	16																					
	資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人(現行の所得課税法人に限るものとし、公益法人等、特別法人、人格なき社団等及び投資法人等を除く)については、付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税が導入された。 <table><tr><th colspan="3">【外形標準課税法人】</th></tr><tr><td>付加価値割</td><td>各事業年度の付加価値額</td><td>0.48／100</td></tr><tr><td>資本割額</td><td>各事業年度の資本等の金額</td><td>0.2／100</td></tr><tr><td rowspan="4">所得割</td><td>各事業年度の所得のうち</td><td></td></tr><tr><td>年400万円以下の金額</td><td>3.8／100</td></tr><tr><td>年400万円を超え年800万円以下の金額</td><td>5.5／100</td></tr><tr><td>年800万円を超える金額及び清算所得</td><td>7.2／100</td></tr><tr><td colspan="3">(3以上の道府県に事務所等を有する法人は7.2/100)</td></tr></table> ※ 平成16年4月1日以降に開始する事業年度から適用する。	【外形標準課税法人】			付加価値割	各事業年度の付加価値額	0.48／100	資本割額	各事業年度の資本等の金額	0.2／100	所得割	各事業年度の所得のうち		年400万円以下の金額	3.8／100	年400万円を超え年800万円以下の金額	5.5／100	年800万円を超える金額及び清算所得	7.2／100	(3以上の道府県に事務所等を有する法人は7.2/100)		
【外形標準課税法人】																						
付加価値割	各事業年度の付加価値額	0.48／100																				
資本割額	各事業年度の資本等の金額	0.2／100																				
所得割	各事業年度の所得のうち																					
	年400万円以下の金額	3.8／100																				
	年400万円を超え年800万円以下の金額	5.5／100																				
	年800万円を超える金額及び清算所得	7.2／100																				
(3以上の道府県に事務所等を有する法人は7.2/100)																						
信託会社が行う特定信託については、本体の信託契約に定めた「計算期間」(事業年度の概念に相当する)の所得を課税標準として申告を行うこととした																						

年度	17																	
項目	二以上の都道府県に事務所又は事業所のある法人の分割基準が改正された。																	
税率	<table><tr><th>事業種目</th><th>従 前 基 準</th><th>改正基準(H17.4.1以降に開始する事業年度)</th></tr><tr><td rowspan="2">非製造業 銀 行 業 保 險 業 証 券 業</td><td>課税標準の2分の1 …… 事業所の数 課税標準の2分の1 …… 従業者の数 資本金1億円以上の法人については、 本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮</td><td rowspan="2">課税標準の2分の1 …… 事業所の数 課税標準の2分の1 …… 従業者の数</td></tr><tr><td>通 信 業 卸 小 売 業 サ ー ビ ス 業 そ の 他</td><td>従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮</td><td>資本金1億円以上の法人についての ・本社管理部門の従業者数2分の1圧縮を廃止</td></tr><tr><td>製 造 業</td><td>従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮 ・工場従業者数を2分の1加算</td><td>従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・工場従業者数を2分の1加算 ・本社管理部門の従業者数2分の1圧縮を廃止</td></tr><tr><td colspan="3">鉄道・軌道業、電気ガス供給業及び倉庫業については、従前の基準のとおり。</td></tr></table>			事業種目	従 前 基 準	改正基準(H17.4.1以降に開始する事業年度)	非製造業 銀 行 業 保 險 業 証 券 業	課税標準の2分の1 …… 事業所の数 課税標準の2分の1 …… 従業者の数 資本金1億円以上の法人については、 本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮	課税標準の2分の1 …… 事業所の数 課税標準の2分の1 …… 従業者の数	通 信 業 卸 小 売 業 サ ー ビ ス 業 そ の 他	従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮	資本金1億円以上の法人についての ・本社管理部門の従業者数2分の1圧縮を廃止	製 造 業	従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮 ・工場従業者数を2分の1加算	従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・工場従業者数を2分の1加算 ・本社管理部門の従業者数2分の1圧縮を廃止	鉄道・軌道業、電気ガス供給業及び倉庫業については、従前の基準のとおり。		
	事業種目	従 前 基 準	改正基準(H17.4.1以降に開始する事業年度)															
	非製造業 銀 行 業 保 險 業 証 券 業	課税標準の2分の1 …… 事業所の数 課税標準の2分の1 …… 従業者の数 資本金1億円以上の法人については、 本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮	課税標準の2分の1 …… 事業所の数 課税標準の2分の1 …… 従業者の数															
		通 信 業 卸 小 売 業 サ ー ビ ス 業 そ の 他		従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮	資本金1億円以上の法人についての ・本社管理部門の従業者数2分の1圧縮を廃止													
	製 造 業	従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮 ・工場従業者数を2分の1加算	従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・工場従業者数を2分の1加算 ・本社管理部門の従業者数2分の1圧縮を廃止															
鉄道・軌道業、電気ガス供給業及び倉庫業については、従前の基準のとおり。																		
その他																		

20	26																																																				
平成20年10月1日以降に開始する事業年度から「地方法人特別税」が導入されることに伴い、法人事業税の税率が引き下げられた。 ※ 清算所得課税については、平成22年10月1日以降の解散については廃止。 【普通法人(資本金1億円以下)】 <table> <tr> <td>＜所得割＞ 年 400万円以下</td><td>2.7%</td></tr> <tr> <td>年 400万円超 800万円以下</td><td>4.0%</td></tr> <tr> <td>年 800万円超（及び清算所得）</td><td>5.3%</td></tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td><td>5.3%</td></tr> </table> 【特別法人】 <table> <tr> <td>＜所得割＞ 年 400万円以下</td><td>2.7%</td></tr> <tr> <td>年 400万円超（及び清算所得）</td><td>3.6%</td></tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td><td>3.6%</td></tr> </table> 【普通法人(資本金1億円超)】 <table> <tr> <td>＜所得割＞ 年 400万円以下</td><td>1.5%</td></tr> <tr> <td>年 400万円超 800万円以下</td><td>2.2%</td></tr> <tr> <td>年 800万円超（及び清算所得）</td><td>2.9%</td></tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td><td>2.9%</td></tr> <tr> <td>＜付加価値割＞</td><td>0.48%</td></tr> <tr> <td>＜資本割＞</td><td>0.2%</td></tr> </table> 【収入金額課税法人】 <table> <tr> <td>＜収入割＞</td><td>0.7%</td></tr> </table>	＜所得割＞ 年 400万円以下	2.7%	年 400万円超 800万円以下	4.0%	年 800万円超（及び清算所得）	5.3%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	5.3%	＜所得割＞ 年 400万円以下	2.7%	年 400万円超（及び清算所得）	3.6%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	3.6%	＜所得割＞ 年 400万円以下	1.5%	年 400万円超 800万円以下	2.2%	年 800万円超（及び清算所得）	2.9%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	2.9%	＜付加価値割＞	0.48%	＜資本割＞	0.2%	＜収入割＞	0.7%	【普通法人(資本金1億円以下)】 <table> <tr> <td>＜所得割＞ 年 400万円以下</td><td>3.4%</td></tr> <tr> <td>年 400万円超 800万円以下</td><td>5.1%</td></tr> <tr> <td>年 800万円超（及び清算所得）</td><td>6.7%</td></tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td><td>6.7%</td></tr> </table> 【特別法人】 <table> <tr> <td>＜所得割＞ 年 400万円以下</td><td>3.4%</td></tr> <tr> <td>年 400万円超（及び清算所得）</td><td>4.6%</td></tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td><td>4.6%</td></tr> </table> 【普通法人(資本金1億円超)】 <table> <tr> <td>＜所得割＞ 年 400万円以下</td><td>2.2%</td></tr> <tr> <td>年 400万円超 800万円以下</td><td>3.2%</td></tr> <tr> <td>年 800万円超（及び清算所得）</td><td>4.3%</td></tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td><td>4.3%</td></tr> </table> 【収入金額課税法人】 <table> <tr> <td>＜収入割＞</td><td>0.9%</td></tr> </table> ※ 上記の税率は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。 ※ 普通法人(資本金1億円超)の「付加価値割」及び「資本割」については税率の改正なし。	＜所得割＞ 年 400万円以下	3.4%	年 400万円超 800万円以下	5.1%	年 800万円超（及び清算所得）	6.7%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	6.7%	＜所得割＞ 年 400万円以下	3.4%	年 400万円超（及び清算所得）	4.6%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	4.6%	＜所得割＞ 年 400万円以下	2.2%	年 400万円超 800万円以下	3.2%	年 800万円超（及び清算所得）	4.3%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	4.3%	＜収入割＞	0.9%
＜所得割＞ 年 400万円以下	2.7%																																																				
年 400万円超 800万円以下	4.0%																																																				
年 800万円超（及び清算所得）	5.3%																																																				
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	5.3%																																																				
＜所得割＞ 年 400万円以下	2.7%																																																				
年 400万円超（及び清算所得）	3.6%																																																				
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	3.6%																																																				
＜所得割＞ 年 400万円以下	1.5%																																																				
年 400万円超 800万円以下	2.2%																																																				
年 800万円超（及び清算所得）	2.9%																																																				
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	2.9%																																																				
＜付加価値割＞	0.48%																																																				
＜資本割＞	0.2%																																																				
＜収入割＞	0.7%																																																				
＜所得割＞ 年 400万円以下	3.4%																																																				
年 400万円超 800万円以下	5.1%																																																				
年 800万円超（及び清算所得）	6.7%																																																				
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	6.7%																																																				
＜所得割＞ 年 400万円以下	3.4%																																																				
年 400万円超（及び清算所得）	4.6%																																																				
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	4.6%																																																				
＜所得割＞ 年 400万円以下	2.2%																																																				
年 400万円超 800万円以下	3.2%																																																				
年 800万円超（及び清算所得）	4.3%																																																				
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	4.3%																																																				
＜収入割＞	0.9%																																																				
地方法人特別税の税率 税額 = 基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 税率 <table> <tr> <td>【普通法人(資本金1億円以下)】【特別法人】</td><td>81.0%</td></tr> <tr> <td>【普通法人(資本金1億円超)】</td><td>148.0%</td></tr> <tr> <td>【収入金額課税法人】</td><td>81.0%</td></tr> </table> ※ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税(所得割・収入割)の税額。	【普通法人(資本金1億円以下)】【特別法人】	81.0%	【普通法人(資本金1億円超)】	148.0%	【収入金額課税法人】	81.0%	地方法人特別税の税率 <table> <tr> <td>【普通法人(資本金1億円以下)】【特別法人】</td><td>43.2%</td></tr> <tr> <td>【普通法人(資本金1億円超)】</td><td>67.4%</td></tr> <tr> <td>【収入金額課税法人】</td><td>43.2%</td></tr> </table> ※ 上記の税率は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。	【普通法人(資本金1億円以下)】【特別法人】	43.2%	【普通法人(資本金1億円超)】	67.4%	【収入金額課税法人】	43.2%																																								
【普通法人(資本金1億円以下)】【特別法人】	81.0%																																																				
【普通法人(資本金1億円超)】	148.0%																																																				
【収入金額課税法人】	81.0%																																																				
【普通法人(資本金1億円以下)】【特別法人】	43.2%																																																				
【普通法人(資本金1億円超)】	67.4%																																																				
【収入金額課税法人】	43.2%																																																				

27	28																								
【普通法人(資本金1億円超)】 <table> <tr> <td>＜所得割＞ 年 400万円以下</td><td>1.6%</td></tr> <tr> <td>年 400万円超 800万円以下</td><td>2.3%</td></tr> <tr> <td>年 800万円超（及び清算所得）</td><td>3.1%</td></tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td><td>3.1%</td></tr> <tr> <td>＜付加価値割＞</td><td>0.72%</td></tr> <tr> <td>＜資本割＞</td><td>0.3%</td></tr> </table> ※ 上記の税率は平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始 する事業年度に適用。	＜所得割＞ 年 400万円以下	1.6%	年 400万円超 800万円以下	2.3%	年 800万円超（及び清算所得）	3.1%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	3.1%	＜付加価値割＞	0.72%	＜資本割＞	0.3%	【普通法人(資本金1億円超)】 <table> <tr> <td>＜所得割＞ 年 400万円以下</td><td>0.3%</td></tr> <tr> <td>年 400万円超 800万円以下</td><td>0.5%</td></tr> <tr> <td>年 800万円超（及び清算所得）</td><td>0.7%</td></tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td><td>0.7%</td></tr> <tr> <td>＜付加価値割＞</td><td>1.2%</td></tr> <tr> <td>＜資本割＞</td><td>0.5%</td></tr> </table> ※ 上記の税率は平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始 する事業年度に適用。	＜所得割＞ 年 400万円以下	0.3%	年 400万円超 800万円以下	0.5%	年 800万円超（及び清算所得）	0.7%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	0.7%	＜付加価値割＞	1.2%	＜資本割＞	0.5%
＜所得割＞ 年 400万円以下	1.6%																								
年 400万円超 800万円以下	2.3%																								
年 800万円超（及び清算所得）	3.1%																								
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	3.1%																								
＜付加価値割＞	0.72%																								
＜資本割＞	0.3%																								
＜所得割＞ 年 400万円以下	0.3%																								
年 400万円超 800万円以下	0.5%																								
年 800万円超（及び清算所得）	0.7%																								
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	0.7%																								
＜付加価値割＞	1.2%																								
＜資本割＞	0.5%																								
地方法人特別税の税率 【普通法人(資本金1億円超)】 93.5% ※ 上記の税率は平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始 する事業年度に適用。	地方法人特別税の税率 【普通法人(資本金1億円超)】 414.2% ※ 上記の税率は平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始 する事業年度に適用。																								

分割基準（H29修正なし）

事業種目			改正基準(H29.3.31以後に終了する事業年度)	従 前 基 準	
銀 証 保 運 卸 サ そ	輸 ・ 一	行 券 除 通 小 ビ の 信 売 ス	業 業 業 業 業 業 他	従前の基準のとおり	課税標準の1／2 …… 事業所等の数 課税標準の1／2 …… 従業者の数
製	造	業	従前の基準のとおり	従業者の数 ※資本金1億円以上の法人については、 工場従業者数を2分の1加算	
鉄 軌 道 道	事 事	業 業	従前の基準のとおり	軌道の延長キロメートル	
ガ 倉	ス 供 庫	給 業	従前の基準のとおり	事務所等の固定資産の価額	
電 気 供 給 業	発 電 事 業		課税標準の3／4 事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1／4 事務所等の総固定資産の価額	課税標準の3／4 事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1／4 事務所等の総固定資産の価額	
	送 配 電 事 業		課税標準の3／4 発電所に接続する電線路の送電容量 課税標準の1／4 事務所等の総固定資産の価額		
	小 売 電 気 事 業		課税標準の2分の1 …… 事業所等の数 課税標準の2分の1 …… 従業者の数		

(3) 地方消費税

項目 \ 年度	平成 9 年度	1 6
税 率 等	(1) 課税標準 譲渡割～課税資産の譲渡に係る消費税額 貨物割～課税貨物に係る消費税額 (2) 税率 課税標準(消費税額)の 1 0 0 分の 2 5	○消費税法の一部改正(主な改正内容) (1) 事業者免税点の引き下げ 納税義務が免除される課税売上高の上限が 3,000万円から1,000万円に引き下げ。 (2) 中間申告・納付回数の変更 直前の課税期間の確定消費税額が4,800万円を超える場合に、従来年3回だったものが11回に変更。 (3) 簡易課税制度の適用上限の引き下げ 簡易課税制度の適用を受ける課税売上高の上限が2億円から5,000万円に引き下げ。

項目 \ 年度	2 3	2 4
税 率 等	○消費税法の一部改正 (1) 事業者免税点制度の適用要件の見直し 前年の1月1日から6か月間の課税売上高が1,000万円を超えた場合は、課税事業者となる要件の追加 (2) 「95%ルール」の適用要件の見直し 課税仕入れ等に係る消費税額の控除の適用要件が、課税売上割合が95%以上の事業者から課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の場合にのみ全額を控除できることに見直し (3) 「消費税の還付申告に関する明細書」の添付義務化 ○地方税法の一部改正 罰則規定の強化 ・ 譲渡割に係る検査拒否等に関する罪 ・ 譲渡割に係る虚偽の中間申告に関する罪 ・ 譲渡割・貨物割に係る故意不申告の罪 ・ 譲渡割・貨物割の脱税に関する罪	○消費税法の一部改正 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正 (1) 消費税収入の使途の明確化 (2) 消費税率の引上げ (3) 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度の創設 (4) 任意の中間申告制度の創設 (5) 税率引上げに伴う経過措置 ○地方税法の一部改正 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する等の法律」により、地方税法の一部が改正 (1) 地方消費税率の引上げ (2) 引上げ分の地方消費税の使途の明確化 (3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準 (4) 税率引上げに伴う経過措置

項目 \ 年度	2 6	2 7
税 率 等	○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正 ・ 地方消費税率の引上げ時期の変更 (H27. 10. 1→H29. 4. 1) ・ 引上げ時期の変更に伴い、景気判断条項条項の削除 ・ 清算基準の見直し など	○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する等の法律」により地方税法の一部が改正 ・ 消費税の軽減税率制度の導入 (H29. 4. 1～) ・ 徴収取扱費の見直し (譲渡割 0.45%→0.55%, 貨物割 0.50%→0.55%) ・ 外国人旅行者向けの消費税免税制度の見直し ・ 高額資産を取得した場合における中小企業者に対する特例措置の見直し

年度 項目	2 8	2 9
税 率 等	○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正 ・ 地方消費税率の引上げ時期の変更 (H29. 4. 1→H31. 10. 1) ・ 消費税の軽減税率制度の導入時期の変更 (H29. 4. 1→H31. 10. 1) ・ 清算基準の見直し ・ 徴収取扱費の見直し (譲渡割, 貨物割 0. 55%→0. 60%)	○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正 ・ 清算基準の見直し

(4) 不動産取得税

年度 項目	昭和25年度	29	30	39	48
税 率 等		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(新築) 10万円 家屋(その他) 5万円	(免税点) 土地 5万円 家屋(新築) 15万円 家屋(その他) 8万円	(免税点) 土地 10万円 家屋(新築) 23万円 家屋(その他) 12万円

56	61	平成元年度	4
税率 4% ただし、昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までに行われた住宅の取得については3%とする。 昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までの間に行われた一定の住宅用土地の取得については税額から4分の1に相当する額を減額する。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成元年6月30日まで3年間延長	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成4年6月30日まで3年間延長	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成7年6月30日まで3年間延長

6	7	8	9
宅地及び住宅用比準土地に係る課税標準の特例創設 →平成6年中の取得 課税標準2分の1 →平成7年～8年中の取得 課税標準の3分の2	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成10年6月30日まで3年間延長	宅地及び住宅用比準土地に係る課税標準の特例創設 →平成8年中の取得 課税標準の2分の1	宅地及び住宅用比準土地に係る課税標準の特例創設 →平成8年～11年の取得 課税標準の2分の1

10	11	12	13
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成13年6月30日まで3年間延長	・住宅及び住宅用土地に係る特例措置の拡充 ・新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(現行6月)とする	宅地及び宅地比準土地の取得が平成12年1月1日から平成14年12月31日までに行われた場合には課税標準を価格の2分の1とする特例措置を講ずる	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成16年6月30日まで3年間延長

14	15	16
住宅用地の減額措置の要件緩和 ・新築者に係る要件 ・土地継続所有要件	平成15年4月1日から平成18年3月31日までの不動産取得は、標準税率を3%とする特例措置 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2) →平成17年12月31日まで3年間延長	新築住宅用土地の減額措置の要件緩和。 やむをえない事情がある場合は4年以内 現行3年(本則2年)平成18年6月30日まで 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(現行6月)とする。→平成18年3月31日まで2年間延長

年度 項目	17	18
税率等	中古住宅及びその用地に係る特例措置の対象となる住宅の適用対象要件の緩和 ・昭和57年以降築住宅は新耐震基準に適合とみなす。 ・居住用家屋の過去の使用形態は問わない。	標準税率を3%とする特例措置の一部縮小と平成21年3月31日まで延長 一部縮小＝非住宅家屋税率3.5% →平成20年3月31日までの経過措置 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2) →平成21年3月31日まで3年間延長 新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和 →平成20年3月31日まで2年間延長 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(現行6月)とする。 →平成20年3月31日まで2年間延長

20	21
新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和 →平成22年3月31日まで2年間延長 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。 →平成22年3月31日まで2年間延長 新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置創設 →長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日から平成22年3月31日までの取得	住宅及び土地の標準税率を3%とする特例措置 →平成24年3月31日まで3年間延長 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2) →平成24年3月31日まで3年間延長

22	24
新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和 →平成24年3月31日まで2年間延長 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。 →平成24年3月31日まで2年間延長 新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置 →平成24年3月31日まで2年間延長	住宅及び土地の標準税率を3%とする特例措置 →平成27年3月31日まで3年間延長 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2) →平成27年3月31日まで3年間延長 新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和 →平成26年3月31日まで2年間延長 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。 →平成26年3月31日まで2年間延長 新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置 →平成26年3月31日まで2年間延長

26	27
新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和 →平成28年3月31日まで2年間延長 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。 →平成28年3月31日まで2年間延長 新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置 →平成28年3月31日まで2年間延長	住宅及び土地の標準税率を3%とする特例措置 →平成30年3月31日まで3年間延長 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2) →平成30年3月31日まで3年間延長 買取再販事業者が取得する中古住宅に係る不動産取得税を減額する特例措置創設 →平成27年4月1日から平成29年3月31日までの取得

28	29
新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和 →平成30年3月31日まで2年間延長 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。 →平成30年3月31日まで2年間延長 新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置 →平成30年3月31日まで2年間延長	買取再販事業者が取得する中古住宅に係る不動産取得税を減額する特例措置 →平成31年3月31日まで2年間延長

(5) 道府県たばこ税(旧道府県たばこ消費税)

年度 項目	昭和29年度	31	37	42	60
税 率 等	(創設) <税率> 5 / 115	<税率> 8 %	<税率> 9 %	<税率> 10.3%	昭和60年4月1日以降 売渡し等分 <税率> 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年度法律第15号による改正、下段については昭和62年度法律第94号による改正に係るものである。

年度 項目	61	62	63	平成元年度
税 率 等	<税率> 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円 ただし、昭和61年5月 から昭和62年3月まで の間に行われた売渡し 等分については、特例 措置として1,000本に つき160円加算。	従量割の税率の引上げ 等の特例措置が昭和62 年12月31日まで延長さ れた。 従量割の税率の引上げ 等の特例措置が昭和63 年3月31日まで延長さ れた。	従量割の税率の 引上げ等の特例 措置が平成元年 3月31日まで延 長された。	名称が道府県たばこ 税に変更された。 平成元年4月1日以降 の先渡し等分 従価割 廃止 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円

年度 項目	9	11	15	18
税 率 等	県たばこ税より市町村 たばこ税への税源移譲 が行われた。 平成9年4月1日以降 の売渡し分 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	国からの税源移譲によ る税率の引上げ 平成11年5月1日以後 の売渡し分 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円	税制改正による税率の 引き上げ 平成15年7月1日以後 の売渡し分 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	税制改正による税率の 引き上げ 平成18年7月1日以後の 売渡し分 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円

年度 項目	2 2	2 5	2 8	2 9
税 率 等	税制改正による税率の 引き上げ 平成22年10月1日以後 の売渡し分 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき1,504円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円	県たばこ税より市町村 たばこ税への税源移譲 が行われた。 平成25年4月1日以降 の売渡し分 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円	税制改正による紙巻き たばこ旧3級品に係る 税率の引き上げ 平成28年4月1日以降 の売渡し分 <税率> 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 860円 経過措置： H28～H31までの4段階 にわけて実施	税制改正による紙巻き たばこ旧3級品に係る 税率の引き上げ 平成29年4月1日以降 の売渡し分 <税率> 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 860円 経過措置： H28～H31までの4段階 にわけて実施

(6) ゴルフ場利用税(旧娯楽施設利用税, 地方税としての入場税を含む。)

年度 項目	昭和25年度	27	28
税 率 等	(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の場所 100%	(入場税) 税率が従前の1/2に引き下げられた。	入場税が国税に委譲され, 第3種の施設の利用に対し娯楽施設利用税を課することとされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場, ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動競技の施設利用 10% (2) 外形課税(月額)税率 ぱちんこ場 1台 500円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,050円

年度 項目	32	36	37	41
税 率 等	ゴルフ場に対し定額課税が採用された。 1人1日 200円	(1) 利用料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税額 1人1日 400円	利用料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 600円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して1/6交付

年度 項目	46	47	48
税 率 等	ゴルフ場所在市町村に対して1/3交付	ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む。)に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む。)の標準税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して1/2交付

年度 項目	52	58	平成元年度
税 率 等	(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む。)の標準税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税(月額)税率 ぱちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 (標準税率の1.5倍)	(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む。)の標準税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税(月額)税率 ぱちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。 (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 (3) ゴルフ場所在市町村に対して7/10交付 (4) 税率(1人1日につき) 標準税率(地方税法) 800円 条例税率—1級 400円 2級 480円 3級 560円 4級 640円 5級 800円 6級 960円 7級 1,120円 8級 1,200円

年度 項目	平成元年度	15
税 率 等	(条例による税率の特例制度の創設) ○早朝／薄暮の利用 利用料金が通常の利用料金の2分の1以下である場合に限り、税率を2分の1とする。 ○身体障害者、学生等、65歳以上の者、国体及び特定の競技会の利用 利用料金が通常の利用料金の5分の4以下である場合に限り、税率を2分の1とする。	(地方税法による非課税制度の創設) ○18歳未満の者の利用 ○70歳以上の者の利用 ○障害者の利用 ○学生等の利用 ○国体の利用 利用者が、非課税に該当することを証明する場合に限り適用できる。 (条例による税率の特例制度の改正) ○早朝／薄暮の利用 利用料金が通常の利用料金の2分の1以下である場合に限り、税率を2分の1とする。 ○65歳以上70歳未満の者の利用及び特定の競技会 利用料金が通常の利用料金の5分の4以下である場合に限り、税率を2分の1とする。

(7) 軽油引取税

年度 項目	昭和25年度	31	32	34	36	39	51
税率等		(創設) 税率 1キロリットル 6,000円	税率 1キロリットル 8,000円	税率 1キロリットル 10,400円	税率 1キロリットル 12,500円	税率 1キロリットル 15,000円	税率 1キロリットル 19,500円 (2年間の 暫定税率)

年度 項目	53	54	58	60	63	平成元年度
税率等	暫定税率が2年間延長された。	税率 1キロリットル 24,300円 (4年間の 暫定税率)	暫定税率が2年間延長された。	暫定税率が3年間延長された。	暫定税率が5年間延長された。	大幅な税制改正の施行 (主な改正内容) ① 課税客体及び課税団体の改正 ② 元売・特約業者の指定・取消要件の整備 ③ 仮特約業者制度の創設 ④ 混和等承認制度の創設 ⑤ 都道府県間の協力

年度 項目	2	3	5	10	15	16
税率等	軽油流通 情報管理 システムの導入	軽油周辺 油種へ識 別剤添加	税率 1キロリットル 32,100円 (5年間の 特例税率)	特例税率 が5年間 延長され た。	特例税率 が5年間 延長され た。	税制改正の施行 (主な改正内容) ① 脱税、製造承認義務違反、免税証の不正受給及び検査拒否等に関する罰則の強化 ② 不正受還付罪及び不正軽油等譲受罪の新設 ③ 補完的納税義務の新設 ④ 免税軽油使用者証の返納命令の新設

年度 項目	1 8	2 0	2 1
税率等	税制改正の施行 (主な改正内容) ① 情を知って、原材料、薬品、設備等を提供した者に対する罰則(供給者罰則)の創設 ② 元売業者、特約業者の指定取消要件の追加 ③ 石油製品を運搬する者への徴税吏員の質問検査権の明文化	① 特例税率失効(4月の1月間) ② 特例税率が10年間延長された。	税制改正の施行 (主な改正内容) ① 目的税から普通税に移行 ② 目的規定及び使途規定の削除 ③ 石油化学製品を製造する事業を営む者の課税免除措置 ④ 船舶の使用者等の課税免除が、附則により平成24年3月31日までとなる ⑤ 免税軽油使用者証の有効期間が、交付した日から3年を超えない範囲に規定

年度 項目	2 2	2 3
税率等	税制改正の施行 (主な改正内容) ① 特例税率が「当分の間」に改正 ② 揮発油価格高騰時における税率の特例規定の適用停止措置の創設	① 罰則規定の強化 ・ 故意不申告の罪 ・ 免税証の不正受給による免税軽油の引取りに関する罪等 ・ 免税証の譲渡の禁止に関する罪等 ・ 道府県知事の承認を受けないでする免税軽油の譲渡に関する罪 ・ 免税軽油の引取り等に係る報告義務に関する罪等 ・ 製造等の承認を受ける義務等に関する罪 ・ 脱税に関する罪 等 ② 揮発油価格高騰時における税率の特例規定の適用停止措置は、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止

年度 項目	2 4	2 7
税率等	税制改正の施行 (主な改正内容) ・ 課税免除の特例措置が、平成27年3月31日までの3年間延長(一部の業種は、廃止)	税制改正の施行 (主な改正内容) ・ 課税免除の特例措置が、平成30年3月31日までの3年間延長(一部の業種は、廃止)

(8) 自動車税

年度 項目	昭和25年度	28	29
税率等	普通自動車 自家用 15,000円 営業用 10,000円 トラック及びバス 10,000円 小形自動車 四輪車 自家用 4,500円 その他 3,000円 三輪車 2,000円 二輪車 1,000円 軽自動車 500円	普通自動車 自家用 30,000円 営業用 14,000円 トラック及びバス 14,000円 観光用 25,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200円 営業用 4,200円 三輪車 2,800円 二輪車 1,400円 軽自動車 700円	普通自動車 自家用 120吋以下 36,000円 120吋超 60,000円 営業用 120吋以下 15,000円 120吋超 30,000円 トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 揮発油 14,000円 その他 21,000円 小形自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 二輪車 2,500円 軽自動車 1,500円

年度 項目	31	33	36	37	40
税率等	トラック 及びバス について 「揮発油 を燃料と する自動 車」以外 の税率が 「揮発油 を燃料と する自動 車」の標 準税率ま で引き下 げられた。	二輪小型 自動車及 び軽自動 車が市町 村税の軽 自動車税 の課税客 体とされ た。	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 3,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車 乗用車自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 14,000円 1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 7,000円 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円

年度 項目	4 7	5 1
税率等	バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3,048メートル以下 70,000円 3,048メートル超 117,000円 営業用 3,048メートル以下 26,000円 3,048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用乗車定員40人超50人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率が設けられた。(標準税率の1.2倍)

年度 項目	5 4	5 9
税率等	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 42,500円 営業用一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車自家用 5,500円	普通自動車自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 トラック4トン超5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス自家用乗車定員40人超50人以下 49,000円 営業用一般乗合用乗車定員40人超50人以下 14,500円 一般乗合用以外のもの乗車定員40人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円

項目	年度	
	平成元年度	
税率等	普通自動車営業用（総排気量）	自家用（総排気量）
	1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超2リットル以下 9,500円 2リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超3リットル以下 15,700円 3リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超4リットル以下 20,500円 4リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 電気を動力源とするもの 7,500円 ローターエンジンを搭載するもの 総容量に100分の150を乗じて得た数値に相当する上記に掲げる額	1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超2リットル以下 39,500円 2リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超3リットル以下 51,000円 3リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超4リットル以下 66,500円 4リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 電気を動力源とするもの 29,500円 ローターエンジンを搭載するもの 総容量に100分の150を乗じて得た数値に相当する上記に掲げる額

項目	年度			
	2	4	6	1 3
税率等	昭和54年自動車排出ガス規制前のディーゼルトラック、ディーゼルバスを廃車して新たに買い替えた昭和63年又は平成元年自動車排出ガス規制に適合したトラック、バスに係る税率を現行税率の2分の1とする特例措置を2年間に限り講ずることとされた。	昭和54年自動車排出ガス規制に適合するディーゼルトラック、ディーゼルバスを廃車して新たに買い替えた昭和63年、平成元年2年、4年、5年又は6年自動車排出ガス規制に適合したトラック、バスに係る税率を現行税率の2分の1とする特例措置を2年間に限り講ずることとされた。	平成4年度創設の排出ガス規制適合車（トラック、バス）に係る特例措置者が特例期限満了に伴い廃止された（平成5年度分まで適用）	排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車はその排出ガス性能に応じ税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を講ずることとした。
				(1) 環境負荷の小さい自動車
				対象自動車
				軽課の内容
				低公害車（ハイブリッド車を除く。）
				年税率の概ね50%を減額
				低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車
				低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車
				年税額の概ね25%を減額
				低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より25%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車
				年税額の概ね13%を減額
				※ 軽課は、平成13年度、14年度の新車新規登録の翌年度から2年間。
				※ 税額の端数は切り上げる。
				(2) 環境負荷の大きい自動車
				対象自動車
				重課の内容
				平成13年度、14年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車
				年税額の概ね10%を増加
				平成13年度、14年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
				※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。
				※ 税額の端数は切り捨てる。

年度 項目	15									
税率等	「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で1年間延長された。 (1) 環境負荷の小さい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>軽課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より 75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td><td>年税率の概ね50%を減額</td></tr> </tbody> </table> ※ 軽課は、平成15年度の新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 (2) 環境負荷の大きい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>重課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度に新車新規登録から11年を超えている ディーゼル車</td><td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td></tr> <tr> <td>平成15年度に新車新規登録から13年を超えている ガソリン車</td></tr> </tbody> </table> ※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より 75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成15年度に新車新規登録から11年を超えている ディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成15年度に新車新規登録から13年を超えている ガソリン車
対象自動車	軽課の内容									
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より 75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額									
対象自動車	重課の内容									
平成15年度に新車新規登録から11年を超えている ディーゼル車	年税額の概ね10%を増加									
平成15年度に新車新規登録から13年を超えている ガソリン車										

年度 項目	16												
税率等	「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。 (1) 環境負荷の小さい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>軽課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より 75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td><td>年税率の概ね50%を減額</td></tr> <tr> <td>優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より 50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td><td rowspan="2">年税率の概ね25%を減額</td></tr> <tr> <td>低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より 75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td></tr> </tbody> </table> ※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 優良低燃費車とは低燃費車よりさらに5%以上性能の良い自動車で車検証の備考欄に その旨記載されているもの。 (2) 環境負荷の大きい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>重課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年度に新車新規登録から11年を超えている ディーゼル車</td><td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td></tr> <tr> <td>平成16年度に新車新規登録から13年を超えている ガソリン車</td></tr> </tbody> </table> ※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より 75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より 50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より 75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	対象自動車	重課の内容	平成16年度に新車新規登録から11年を超えている ディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成16年度に新車新規登録から13年を超えている ガソリン車
対象自動車	軽課の内容												
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より 75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額												
優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より 50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額												
低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より 75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車													
対象自動車	重課の内容												
平成16年度に新車新規登録から11年を超えている ディーゼル車	年税額の概ね10%を増加												
平成16年度に新車新規登録から13年を超えている ガソリン車													

年度	17												
項目													
税率等	(1) 環境負荷の小さい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>軽課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td><td>年税率の概ね50%を減額</td></tr> <tr> <td>優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td><td rowspan="2">年税率の概ね25%を減額</td></tr> <tr> <td>低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td></tr> </tbody> </table> ※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 優良低燃費車とは低燃費車よりさらに5%以上性能の良い自動車で車検証の備考欄にその旨記載されているもの。 (2) 環境負荷の大きい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>重課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td><td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td></tr> <tr> <td>平成17年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td></tr> </tbody> </table> ※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	対象自動車	重課の内容	平成17年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成17年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容												
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額												
優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額												
低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車													
対象自動車	重課の内容												
平成17年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加												
平成17年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車													

年度	18											
項目												
税率等	「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。 (1) 環境負荷の小さい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>軽課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td><td>年税率の概ね50%を減額</td></tr> <tr> <td>低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td><td>年税率の概ね25%を減額</td></tr> </tbody> </table> ※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+10～20%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準10%～20%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準10%～20%向上達成車」 (2) 環境負荷の大きい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>重課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td><td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td></tr> <tr> <td>平成18年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td></tr> </tbody> </table> ※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成18年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成18年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容											
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額											
低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額											
対象自動車	重課の内容											
平成18年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加											
平成18年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度	19											
項目												
税率等	(1)環境負荷の小さい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>軽課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリット車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td><td>年税率の概ね50%を減額</td></tr> <tr> <td>低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td><td>年税率の概ね25%を減額</td></tr> </tbody> </table> ※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+10～20%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準10%～20%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準10%～20%向上達成車」 (2)環境負荷の大きい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>重課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td><td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td></tr> <tr> <td>平成19年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td></tr> </tbody> </table> ※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリット車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成19年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成19年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容											
低公害車（ハイブリット車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額											
低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額											
対象自動車	重課の内容											
平成19年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加											
平成19年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度	20											
項目												
税率等	「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。 (1)環境負荷の小さい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>軽課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリット車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td><td>年税率の概ね50%を減額</td></tr> <tr> <td>低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td><td>年税率の概ね25%を減額</td></tr> </tbody> </table> ※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+15～25%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準15%～25%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準15%～25%向上達成車」 (2)環境負荷の大きい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>重課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td><td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td></tr> <tr> <td>平成20年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td></tr> </tbody> </table> ※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリット車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成20年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成20年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容											
低公害車（ハイブリット車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額											
低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額											
対象自動車	重課の内容											
平成20年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加											
平成20年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度 項目	21											
税率等	(1)環境負荷の小さい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>軽課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリット車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td><td>年税率の概ね50%を減額</td></tr> <tr> <td>低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td><td>年税率の概ね25%を減額</td></tr> </tbody> </table> ※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+15～25%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準15～25%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準15～25%向上達成車」 (2)環境負荷の大きい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>重課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td><td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td></tr> <tr> <td>平成21年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td></tr> </tbody> </table> ※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリット車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成21年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成21年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容											
低公害車（ハイブリット車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額											
低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額											
対象自動車	重課の内容											
平成21年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加											
平成21年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度 項目	22									
税率等	「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。 (1)環境負荷の小さい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>軽課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリット車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td><td>年税率の概ね50%を減額</td></tr> </tbody> </table> ※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+25%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準25%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準25%向上達成車」 (2)環境負荷の大きい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>重課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td><td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td></tr> <tr> <td>平成22年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td></tr> </tbody> </table> ※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリット車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成22年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成22年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容									
低公害車（ハイブリット車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額									
対象自動車	重課の内容									
平成22年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加									
平成22年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車										

年度 項目	2 3									
税率等	(1)環境負荷の小さい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>軽課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td><td>年税率の概ね50%を減額</td></tr> </tbody> </table> ※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+25%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準25%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準25%向上達成車」 (2)環境負荷の大きい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>重課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td><td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td></tr> <tr> <td>平成23年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td></tr> </tbody> </table> ※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成23年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成23年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容									
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額									
対象自動車	重課の内容									
平成23年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加									
平成23年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車										

年度 項目	2 4											
税率等	「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。 (1)環境負荷の小さい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>軽課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド自動車、 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 (H22年度燃費基準+38%達成車)</td><td>年税率の概ね50%を減額</td></tr> <tr> <td>★★★★かつH27年度燃費基準達成車 (H22年度燃費基準+25%達成車)</td><td>年税率の概ね25%を減額</td></tr> </tbody> </table> ※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ ★★★★★とは、H17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車 ※ H22年度燃費基準については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合だけに限り適用される。 (2)環境負荷の大きい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>重課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td><td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td></tr> <tr> <td>平成24年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td></tr> </tbody> </table> ※ 一般乗合バス、被けん引車、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。	対象自動車	軽課の内容	電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド自動車、 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 (H22年度燃費基準+38%達成車)	年税率の概ね50%を減額	★★★★かつH27年度燃費基準達成車 (H22年度燃費基準+25%達成車)	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成24年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成24年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容											
電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド自動車、 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 (H22年度燃費基準+38%達成車)	年税率の概ね50%を減額											
★★★★かつH27年度燃費基準達成車 (H22年度燃費基準+25%達成車)	年税率の概ね25%を減額											
対象自動車	重課の内容											
平成24年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加											
平成24年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度 項目	27											
税率等	「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。 (1)環境負荷の小さい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>軽課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> - 電気自動車 - 燃料電池自動車 - プラグインハイブリッド自動車 - 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 〃 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成車 (H32年度燃費基準達成車) </td><td>年税率の概ね75%を減額</td></tr> <tr> <td> ★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 </td><td>年税率の概ね50%を減額</td></tr> </tbody> </table> ※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ ★★★★★とは、H17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車 (2)環境負荷の大きい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>重課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td><td rowspan="2">年税額の概ね15%を増加 (トラック・バスは概ね10%)</td></tr> <tr> <td>平成27年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td></tr> </tbody> </table> ※ 一般乗合バス、被けん引車、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。	対象自動車	軽課の内容	- 電気自動車 - 燃料電池自動車 - プラグインハイブリッド自動車 - 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 〃 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成車 (H32年度燃費基準達成車)	年税率の概ね75%を減額	★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成27年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね15%を増加 (トラック・バスは概ね10%)	平成27年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容											
- 電気自動車 - 燃料電池自動車 - プラグインハイブリッド自動車 - 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 〃 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成車 (H32年度燃費基準達成車)	年税率の概ね75%を減額											
★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車	年税率の概ね50%を減額											
対象自動車	重課の内容											
平成27年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね15%を増加 (トラック・バスは概ね10%)											
平成27年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度 項目	29									
税率等	「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。 (1)環境負荷の小さい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>軽課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> - 電気自動車 - 燃料電池自動車 - プラグインハイブリッド自動車 - 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 〃 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつH32年度燃費基準+30%達成車 ★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 </td><td> 年税率の概ね75%を減額 年税率の概ね50%を減額 </td></tr> </tbody> </table> ※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ ★★★★★とは、H30年排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車 又は H17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車 (2)環境負荷の大きい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th><th>重課の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td><td rowspan="2">年税額の概ね15%を増加</td></tr> <tr> <td>平成29年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td></tr> </tbody> </table> ※ 一般乗合バス、被けん引車、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。	対象自動車	軽課の内容	- 電気自動車 - 燃料電池自動車 - プラグインハイブリッド自動車 - 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 〃 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつH32年度燃費基準+30%達成車 ★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車	年税率の概ね75%を減額 年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成29年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね15%を増加	平成29年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容									
- 電気自動車 - 燃料電池自動車 - プラグインハイブリッド自動車 - 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 〃 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつH32年度燃費基準+30%達成車 ★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車	年税率の概ね75%を減額 年税率の概ね50%を減額									
対象自動車	重課の内容									
平成29年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね15%を増加									
平成29年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車										

(9) その他の税目

年 度 項 目	昭和25年度	2 7	2 8	2 9	3 0	3 3	3 8	4 1
税 率 等	付加価値税が創設され、実施は昭和27年1月1日からとされた。漁業権税賃借料の10%	付加価値税の実施は昭和28年 1 月 1日からと延期された。 漁業権税は廃止された。 狩猟者税の税率が改正された。	付加価値税の実施は昭和29年 1 月 1日からと延期された。	付加価値税は廃止された。	大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。	狩猟者税の税率が改正された。	狩猟免許税と目的税である入猟税が創設されこれに伴って狩猟者税は廃止された。	(鉱区税) 石油又は天然ガスの鉱区に係る税率が現行の(試掘90円採掘180円)3分の2に引下げられた

年 度 項 目	4 3	4 4	4 6	4 9	5 1	5 2	5 3	5 4
税 率 等	自動車取得税(目的税)が創設され、法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。 税率 3% 免税点10万円	自動車取得税の免税点 15万円	狩猟免許税の税率が改正された。 入猟税の税率が改正された。	自動車取得税の税率 自家用自動車で軽自動車以外のもの5% 自動車取得税の免税点30万円 (2年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置が2年度間延長された。	鉱区税、狩猟免許税及び入猟の税率がそれぞれ現行の2倍に改定された。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。

年 度 項 目	5 5	5 8	6 0	6 3	平成元年度	2
税 率 等	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された	鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率が現行の 1.1倍程度に改正された。 自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。 核燃料税の創設 課税対象 原子炉への核燃料体の挿入 税率 核燃料体の価額の100分の7	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	自動車取得税の平成2年度排出規制適合車取得について1.4.1~2.9.30までの取得100分の 0.25を控除 2.10.1~3.2.28までの取得100分の0.125を控除の軽減措置がとられた。	自動車取得税の最新排出ガス規制適合車への買替えに係る特例措置の創設 2.4.1~4.3.31までの取得(トラック、バス)に係る税率を現行税率から 1 %控除した率とされた。 自動車取得税の免税点50万円(3年度間の暫定措置)

年 度 項 目	4	5	6
税 率 等	自動車取得税の最新排出ガス規制適合車（63年，元年，2年，4年，5年又は6年規制車）への買替えに係る特例措置の創設（4. 4. 1～6. 3. 31までの取得（トラック，バス）に係る税率を現行税率から100分の1を控除した率とされた。） 平成5年自動車排出ガス規制車の取得に係る特例措置の創設（4. 4. 1～5. 9. 30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，5. 10. 1～6. 2. 28までの取得に係る税率を現行税率から100分の0. 1控除した率とされた。）	・ 自動車取得税の暫定措置がさらに 5年度間延長された。（免税点50万円） ・ 平成 6年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設（ 5. 4. 1～6. 9. 30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，6. 10. 1～7. 2. 28までの取得に係る税率を現行税率から100分の0. 1控除した率とされた。）	（自動車取得税） ・ 平成 7年制動装置保安基準に適合する自動車（平成7年規制適合車の取得に係る特例措置の創設（6. 4. 1～7. 8. 31までの取得に係る税率を現行税率から100分の0. 3控除した率とされた。） ・ 排出ガス規制適合車に係る特例税率の廃止（4. 4. 1～6. 3. 31までの取得分）

年 度 項 目	7	8	9	1 0
税 率 等	（自動車取得税） 平成 6年自動車税排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の廃止（5. 4. 1～7. 2. 28までの取得分）	（自動車取得税） ・ 平成 7年制動装置保安基準に適合する自動車の取得に係る特例措置の廃止（6. 4. 1～7. 8. 31までの取得分） ・ 平成 9年自動車排ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設（8. 4. 1～9. 9. 30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，9. 10. 1～10. 12. 31までの取得に係る税率を現行税率から100分の0. 1控除した率とされた。）	（自動車取得税） 平成10年自動車排ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設（ 9. 4. 1～10. 9. 30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，10. 10. 1～11. 2. 28までの取得に係る税率を現行税率から100分の0. 1控除した率とされた。）	（自動車取得税） ・ 暫定措置が更に 5年間延長された（自家用自動車で軽自動車以外のものを100分の5，免税点50万円） ・ ハイブリッド 自動車の取得に係る税率の特例措置に係る対象範囲の拡充（10. 4. 1～12. 3. 31までの取得に係る税率を現行税率から現行税率からバス，トラックで100分の2. 4を，その他の自動車で100分の2. 0をそれぞれ控除した率とされた ・ 平成11年自動車排ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設（10. 4. 1～11. 9. 30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1， 11. 10. 1～12. 2. 29までの取得に係る税率を現行税率から100分の0. 1控除した率とされた。）

年 度 項 目	1 1	1 2
税 率 等	(自動車取得税) 一定の燃費基準を満たす低燃費車の取得に係る特例措置の創設(11.4.1～13.3.31までの取得に係る課税標準額から30万円を控除することとされた。) 低公害車の取得に係る税率の特例措置の拡充(電気自動車, 天然ガス自動車, メタノール自動車及びバス, トラックのハイブリッド自動車は100分の2.7を, その他のハイブリッド自動車は100分の2.2をそれぞれ現行税率から控除した率とされた。また, 適用期間については, ハイブリッド自動車は, 11.4.1～12.3.31まで, 他の低公害車については11.4.1～13.3.31までとされた。) 平成12年排ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設(11.4.1～12.9.30までの取得に係る税率を100分の1.0, 12.10.1～13.2.28までの取得に係る税率を100分の0.1, それぞれ現行税率から控除することとされた。)	(自動車取得税) ・ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置の適用期限の延長(11.4.1～12.3.31までの適用期限が1年間延長され, 11.4.1～13.3.31までとされた。) ・平成13年度排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設(12.4.1～13.9.30までの取得に係る税率を100分の1.0, 13.10.1～14.2.28までの取得に係る税率を100分の0.1, それぞれ現行税率から控除することとされた。)

年 度 項 目	1 3	1 4
税 率 等	(自動車取得税) 低燃費特例の創設(対象を☆～☆☆☆+低燃費車とした上で, 13.4.1～14.3.31までの取得に係るものについて課税標準額から30万円を控除することとされた。) 低公害車の取得に係る税率の特例措置の延長(電気自動車, 天然ガス自動車, メタノール自動車及びバス, トラックのハイブリッド自動車は100分の2.7を, その他のハイブリッド自動車は100分の2.2をそれぞれ現行税率から控除した率とされた。また, 適用期間については, 15.3.31までとされた。) 平成14年排ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設(13.4.1～14.9.30までの取得に係る税率を100分の1.0, 14.10.1～15.2.28までの取得に係る税率を100分の0.1, それぞれ現行税率から控除することとされた。) 改正Nox法対策地域外廃車代替特例の新設(改正Nox法対策地域外で, 一定の排出基準に適合しない自動車(乗用車を除く。))の廃車代替特例。13.4.1～15.3.31までの取得に係る税率を100分の0.5現行税率から控除することとされた。)	(自動車取得税) 低燃費車の取得に係る税率の特例措置の延長(13.4.1～14.3.31までの適用期限が1年間延長され, 13.4.1～15.3.31までとされた。) 平成15年排ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設(14.4.1～15.9.30までの取得に係る税率を100分の1.0, 15.10.1～16.2.28までの取得に係る税率を100分の0.1, それぞれ現行税率から控除することとされた。)

年 度 項 目	1 5	1 6
税 率 等	(自動車取得税) ・ 暫定措置が更に5年間延長された(自家用自動車 で軽自動車以外のものを100分の5、免税点50万円) ・ 低燃費車の取得に係る税率の特例措置の延長 (13.4.1~14.3.31までの適用期限が1年間延長さ れ、13.4.1~16.3.31までとされた。) ・ 低公害車の取得に係る税率の特例措置の延長(電 気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及 びバス、トラックのハイブリッド自動車は100分の2.7 を、その他のハイブリッド自動車は100分の2.2をそれ ぞれ現行税率から控除した率とされた。また、適 用期間については、17.3.31までとされた。) ・ 平成16年排ガス規制適合車の取得に係る特例措 置の創設(15.4.1~16.9.30までの取得に係る税率を 100分の1.0現行税率から控除することとされた。) ・ 超低粒子状物質排出ディーゼル車認定制度適合 車の取得に係る特例措置の創設(15.4.1~17.3.31ま での取得に係る税率を100分の1.5現行税率から控 除することとされた。)	狩猟税(目的税)が創設され、狩猟者登 録税・入猟税が廃止された。 税率 第1号 16,500円 第2号 11,000円 第3号 5,500円 (自動車取得税) ・ 平成17年排ガス規制適合車の取得に 係る特例措置の創設(16.4.1~17.9. 30までの取得に係る自動車のうち、乗 用車を除く自動車について税率を100 分の2.0、乗用車について税率を100分 の1.0、現行税率から控除することと された。) ・ 低燃費車の取得に係る税率の特例措 置を対象車を重点化し、対象車の性能 により軽減額が異なる制度とした上で 2年間延長した。(自動車の性能によ り課税標準額から30万円控除又は20万 円控除とする。)

年 度 項 目	1 7	1 8
税 率 等	(産業廃棄物税) 産業廃棄物税が創設された。 税 率 最終処分 1,000円/トン 焼却処理 800円/トン (自動車取得税) ・ 電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動 車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置 の適用期限を平成19年3月31日まで延長すること とした。 ・ 平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車 の取得に係る税率は、平成17年10月1日から平成 18年3月31日までの間に取得される一定のバス・ トラック等にあつては、税率から100分の1を控除 した率とすることとした。	(自動車取得税) ・ 環境性能に優れた大型ディーゼル自動 車に対する自動車取得税特例措置の創設 (18.4.1~20.3までの取得に係る自動車 のうち、車両総重量が3.5tを超えるデー ゼルのトラック・バス等であつて、平成27年度 重量車燃費基準を満たすもののうち、平 成17年重量車排出ガス保安基準に適合し、 かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOX 又はPMの排出量が少ない自動車について は、税率を100分の2.0を控除し、平成17 年重量車排出ガス保安基準に適合する自 動車については、税率を100分の1.0を控 除する。 ・ 低燃費車の取得に係る税率の特例措 置を対象車を重点化し、対象車の性能によ り軽減額が異なる制度とした上で、2年間 延長した。(自動車の性能により課税標 準額から30万円控除又は15万円控除とす る。)

年度

項目

19

(狩猟税)

「網・わな猟免許」が「網猟免許」と「わな猟免許」に分割されることに伴い、それぞれの免許の登録に係る税率が新設（平成19年4月16日以降の登録から適用）

(改正前)

免許の種類	税率
網・わな猟免許	16,500円 (11,000円)

※（ ）は軽減税率

(改正後)

免許の種類	税率
網 猟 免 許	8,200円 (5,500円)
わな猟免許	8,200円 (5,500円)

→

(自動車取得税)

電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の税率の特例措置について、より環境負荷の小さい自動車に重点化するなど下記のとおり所要の見直しを行ったうえ、適用期限を平成21年3月31日迄延長した。

・電気自動車・・・2.7%軽減

・天然ガス自動車

3.5tを超えるバス・トラック等・・・2.7%軽減

平成17年度天然ガス重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOXの排出量が少ないもの

3.5t以下の乗用車等・・・2.7%軽減

平成17年度天然ガス重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも75%以上NOXの排出量が少ないもの

・ハイブリット自動車

3.5tを超えるバス・トラック等・・・2.7%軽減

重量車燃費基準達成車で、平成17年特定重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOX又はPMの排出量が少ない自動車

・3.5t以下の乗用車等

平成19年4月1日～平成20年3月31日取得・・・2.0%軽減

平成20年4月1日～平成21年3月31日取得・・・1.8%軽減

平成22年度燃費基準20%向上達成車で、かつ、平成17年特定軽量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも75% 以上NOXの排出量が少ないもの

税率等

年 度	2 0
項 目	
税 率 等	(狩猟税) 対象鳥獣捕獲員に対する税率を2分の1に軽減する特例措置の新設（平成20年4月1日～平成25年3月31日） (自動車取得税) ○ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置を重点化し、適用期限を平成22年3月31日迄延長した。 ・平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で、燃費基準値より25%以上燃費性能のいいもの・・・30万円控除 ・平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で、燃費基準値より15%以上燃費性能のいいもの・・・15万円控除 ○ 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって、平成21年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度を目標とした重量車燃費基準を満たすもの（以下「低公害トラック等」という。）に係る税率の特例措置を重点化し、適用期限を平成22年3月31日迄延長した。 ・車両総重量が12tを超えるもの 平成20年5月1日～平成21年9月30日取得・・・2.0%軽減 平成21年10月1日～平成22年3月31日取得・・・1.0%軽減 ・車両総重量が3.5tを超え12t以下のもの 平成20年5月1日～平成22年3月31日取得・・・2.0%軽減 ○ 3.5t以下で平成21年排出ガス保安基準に適合している自動車（ディーゼル乗用車に限る） 平成20年5月1日～平成21年9月30日取得・・・1.0%軽減 平成21年10月1日～平成22年3月31日取得・・・0.5%軽減

年 度 項 目	2 1
税 率 等	(自動車取得税) <環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置> ○ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境への負荷の少ない自動車(新車に限る。)について3年間に限り特例措置を講じることとした。(平成24年3月31日迄) <全 額 免 除 > ● 電気自動車 ● 車両総重量が3.5t以下の天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの ● 車両総重量が3.5tを超える天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの ● プラグインハイブリッド自動車 ● ハイブリッド自動車(車両総重量が3.5t以下のバス・トラックを除く。)で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものであって、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より25%以上燃費性能の良いもの ● ハイブリッド自動車(車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックに限る。)で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの ● 平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車(乗用車に限る。) < 7 5 % 軽 減 > ● 平成17年車排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より25%以上燃費性能の良いもの ● 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの < 5 0 % 軽 減 > ● 平成17年車排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より15%以上燃費性能の良いもの ● 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの ○ 電気自動車等の低公害車(新車を除く。)に係る税率の特例措置について、軽減税率の重点化を図るなど下記のとおり所要の見直しを行ったうえ、適用期限を平成24年 3月31日迄延長したほか、プラグインハイブリッド自動車の税率の軽減措置を新設した。 < 2 . 7 % 軽 減 > ● 電気自動車 ● 天然ガス自動車 ・ 3.5tを超えるバス・トラック等 平成17年度天然ガス重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOxの排出量が少ないもの ・ 3.5t以下の乗用車等 平成17年度天然ガス重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも75%以上NOxの排出量が少ないもの ● ハイブリット自動車 ・ 3.5tを超えるバス・トラック等 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの

年 度 項 目	2 1
税 率 等	< 2 . 4 % 軽 減 > ● プラグインハイブリッド自動車 < 1 . 6 % 軽 減 > ● ハイブリット自動車 ・ 3. 5tを超えるバス・トラックを除く 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないものであって、平成22年度燃費基準（ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値）より25%以上燃費性能の良いもの

年 度 項 目	2 2
税 率 等	(自動車取得税) <環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置> ○ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境への負荷の少ない以下の自動車(新車に限る。)について以下のとおり特例措置を講じることとした。(平成24年3月31日迄) < 75%軽減 > ● 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン自動車のバス・トラック等で、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車で、平成27年度燃費基準を満たすもの ● 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のディーゼル自動車のトラック・バス等であって、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの < 50%軽減 > ● 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン自動車のバス・トラック等で、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車で、平成27年度燃費基準を満たすもの ○ 一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車(新車以外のものに限る。)に係る課税標準の特例措置について、以下のとおり軽減対象を追加し平成24年3月31日迄延長した。 ※ 下線部分追加区分 < 課税標準額から30万円控除 > ● 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物排出量が少ない自動車で、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より25%以上燃費性能の良いもの ● <u>車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン自動車のバス・トラック等で、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量の少ない自動車で、平成27年度燃費基準を満たすもの</u> < 課税標準額から15万円控除 > ● 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物排出量が少ない自動車で、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より15%以上燃費性能の良いもの ● <u>車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン自動車のバス・トラック等で、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量の少ない自動車で、平成27年度燃費基準を満たすもの</u> ○ 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって、平成21年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものに係る税率の特例措置について、以下のとおり軽減対象を追加し適用期限を延長した。 ※ 下線部分追加区分 ● <u>車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの</u> 平成22年 4月1日～平成22年8月31日取得 . . . 1.0%軽減 ● <u>車両総重量が3.5tを超え12t以下のもの</u> 平成22年 4月1日～平成22年9月30日取得 . . . 2.0%軽減 平成22年10月1日～平成23年8月31日取得 . . . 1.0%軽減 ● <u>車両総重量が12tを超えるもの</u> 平成22年 4月1日～平成22年8月31日取得 . . . 1.0%軽減 ○ 3.5t以下で平成21年排出ガス規制に適合している自動車(ディーゼル乗用車に限る) 平成22年 4月1日～平成22年8月31日取得 . . . 0.5%軽減

年 度 項 目	2 4
税 率 等	(自動車取得税) <環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置> ○ いわゆるエコカー減税について、最新の平成27年度燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、3年延長した。(平成27年3月31日迄) 1 新車 < 全 額 免 除 > ● 電気自動車（燃料電池車を含む。） ● 天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減） ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車（平成21年排出ガス基準達成） ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車、車両総重量が3.5トン以下のバス又はトラック（以下「車両」という。）） ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準20%（2.5トン超車両は10%）達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超車両） ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 < 7 5 % 軽 減 > ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車、2.5トン以下車両） ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超3.5トン以下車両） ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超車両） ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 < 5 0 % 軽 減 > ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車、2.5トン以下車両） ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超3.5トン以下車両） ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超車両） ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 2 中古車 < 課税標準額から45万円控除 > ● 電気自動車（燃料電池車を含む。） ● 天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減） ● プラグインハイブリッド車 ● クリーンディーゼル乗用車（平成21年排出ガス基準達成） ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車、車両総重量が3.5トン以下車両） ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準20%（2.5トン超車両は10%）達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車に限る）（3.5トン超車両） ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車

年 度 項 目	2 4
税 率 等	< 課税標準額から30万円控除 > ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車，2.5トン以下車両） ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超3.5トン以下車両） ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車に限る）（3.5トン超車両） ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 < 課税標準額から15万円控除 > ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車，2.5トン以下車両） ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超3.5トン以下車両） ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車に限る）（3.5トン超車両） ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 2.5トン超車両の中古車については，エコカー減税対象車のうち，ディーゼル車（ハイブリッド車を除く。）を除外し，軽減方法については，乗用車の場合と同様，環境性能に応じ，45万円，30万円，15万円を控除する。 （注）輸入車などのJC08モード燃費値を算定していない自動車に限り，平成27年度燃費基準に替えて平成22年度燃費基準を準用できる場合あり。 <バリアフリー車両の取得に係る軽減措置> ○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設（平成27年3月31日迄） < 課税標準額から1,000万円控除 > ● ノンステップバス ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの < 課税標準額から650万円控除 > ● リフト付きバス ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人以上のもの < 課税標準額から200万円控除 > ● リフト付きバス ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人未満のもの < 課税標準額から100万円控除 > ● ユニバーサルデザインタクシー ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するもの <衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等の取得に係る軽減措置> ○ 一定の衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設（平成27年3月31日迄。ただし，22トン超のトラック，13トン超のトラクタは平成26年10月31日迄） < 課税標準額から350万円控除 > ● 衝突被害軽減ブレーキ搭載車 ・ 車両総重量8トン超のトラック又は車両総重量13トン超のトラクタ

年 度	2 5
項 目	
税 率 等	(狩猟税) 対象鳥獣捕獲員に対する税率を2分の1に軽減する特例措置 →平成28年3月31日まで3年間延長

年度
項目

26

(自動車取得税)

<税率の引き下げ措置>

区 分	現 行
自家用自動車(軽自動車を除く)	5 %
営業用自動車・軽自動車	3 %

平成26年4月～
3 %
2 %

<環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置>

○

いわゆるエコカー減税について、最新の平成27年度燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、3年延長した。(平成27年3月31日迄)

1 新車

< 全 額 免 除 >

●

電気自動車(燃料電池車を含む。)

●

天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減)

●

プラグインハイブリッド自動車

●

クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準達成)

●

ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車, 車両総重量が3.5トン以下のバス又はトラック(以下「車両」という。))

・

平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準20%(2.5トン超車両は10%)達成車

●

ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両)

・

平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車

< 8 0 % 軽 減 >

●

ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車, 2.5トン以下車両)

・

平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車

●

ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超3.5トン以下車両)

・

平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車

・

平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車

●

ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両)

・

平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車

・

平成21年排出ガス基準達成+平成27年度燃費基準10%達成車

< 6 0 % 軽 減 >

●

ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車, 2.5トン以下車両)

・

平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準達成車

●

ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超3.5トン以下車両)

・

平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準達成車

・

平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車

●

ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両)

・

平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準達成車

・

平成21年排出ガス基準達成+平成27年度燃費基準5%達成車

2 中古車

< 課税標準額から45万円控除 >

●

電気自動車(燃料電池車を含む。)

●

天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減)

●

プラグインハイブリッド車

●

クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準達成)

●

ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車, 車両総重量が3.5トン以下車両)

・

平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準20%(2.5トン超車両は10%)達成車

●

ディーゼル車(ハイブリッド車に限る)(3.5トン超車両)

・

平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車

税率等

年度 項目	26
税率等	< 課税標準額から30万円控除 > ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車，2.5トン以下車両） ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超3.5トン以下車両） ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車に限る）（3.5トン超車両） ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 < 課税標準額から15万円控除 > ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車，2.5トン以下車両） ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超3.5トン以下車両） ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車に限る）（3.5トン超車両） ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 2.5トン超車両の中古車については，エコカー減税対象車のうち，ディーゼル車（ハイブリッド車を除く。）を除外し，軽減方法については，乗用車の場合と同様，環境性能に応じ，45万円，30万円，15万円を控除する。 （注）輸入車などのJC08モード燃費値を算定していない自動車に限り，平成27年度燃費基準に替えて平成22年度燃費基準を準用できる場合あり。 <バリアフリー車両の取得に係る軽減措置> ○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設（平成27年3月31日迄） < 課税標準額から1,000万円控除 > ● ノンステップバス ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの < 課税標準額から650万円控除 > ● リフト付きバス ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人以上のもの < 課税標準額から200万円控除 > ● リフト付きバス ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人未満のもの < 課税標準額から100万円控除 > ● ユニバーサルデザインタクシー ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するもの <衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等の取得に係る軽減措置> ○ 一定の衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設（平成27年3月31日迄。ただし，22トン超のトラック，13トン超のトラクタは平成26年10月31日迄） < 課税標準額から350万円控除 > ● 衝突被害軽減ブレーキ搭載車 ・ 車両総重量8トン超のトラック又は車両総重量13トン超のトラクタ

年 度 項 目	2 7
税 率 等	(狩猟税) ○ 対象鳥獣捕獲員について、現行 2 分の 1 の税率を課税免除とする措置。 (平成27年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月31 日) ○ 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者について、課税免除とする措置の新設。 (平成27年 5 月29 日～ 平成31 年 3 月31 日) ○ 鳥獣保護管理法第 9 条に基づく許可捕獲の従事者について、税率を 2 分の 1 とする特例措置の新設。 (平成27年 4 月 1 日～平成31 年 3 月31 日)

年度 項目	27
税率等	(自動車取得税) <環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置> ○ いわゆるエコカー減税について、一部の車両について最新の平成32年度燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、2年延長した。(平成29年3月31日迄) 1 新車 <全額免除> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準達成) ● ガソリン乗用車(ハイブリッド車を含む。) ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成32年度燃費基準20%達成車 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準25%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。)【3.5t超】 ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準15%達成車 <80%軽減> ● ガソリン乗用車(ハイブリッド車を含む。) ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成32年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準20%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。)【3.5t超】 ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成+平成27年度燃費基準15%達成車 <60%軽減> ● ガソリン乗用車(ハイブリッド車を含む。) ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成32年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車

年度 項目	27
税率等	● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ＜40%軽減＞ ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ＜20%軽減＞ ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車
	2 中古車 ＜課税標準額から45万円控除＞ ● 電気自動車（燃料電池車を含む。） ● 天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減） ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車（平成21年排出ガス基準達成） ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成32年度燃費基準20%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準25%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 ＜課税標準額から35万円控除＞ ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成32年度燃費基準10%達成車

年度 項目	27
税率等	● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準20%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 〈課税標準額から25万円控除〉 ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成32年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 〈課税標準額から15万円控除〉 ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 〈課税標準額から5万円控除〉 ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 （注）輸入車などのJC08モード燃費値を算定していない自動車に限り、平成27年度燃費基準に替えて平成22年度燃費基準を準用できる場合あり。

年度 項目	27
税率等	<環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置> ○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設，2年延長した。（平成29年3月31日迄） ※エコカー減税とは選択制 ＜ 課税標準額から1,000万円控除 ＞ ● ノンステップバス ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの ＜ 課税標準額から650万円控除 ＞ ● リフト付きバス ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人以上のもの ＜ 課税標準額から200万円控除 ＞ ● リフト付きバス ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人未満のもの ＜ 課税標準額から100万円控除 ＞ ● ユニバーサルデザインタクシー ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するもの <衝突被害軽減制動制御装置搭載車又は車両安定性制御装置搭載車の取得に係る軽減措置> ○ 衝突被害軽減制動制御装置又は車両安定性制御装置を搭載したトラック・バス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設，2年延長した。（平成29年3月31日迄） ＜ 課税標準額から350万円控除 ＞ ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車 ・ 車両総重量3.5t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t以下及び5t超～12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等） ● 車両安定性制御装置搭載車 ・ 車両総重量3.5t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等） ＜ 課税標準額から525万円控除 ＞ ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車及び車両安定性制御装置搭載車 ・ 車両総重量3.5t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等）

年度 項目	29
税率等	(自動車取得税) ＜環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置＞ ○ いわゆるエコカー減税について、一部の車両について最新の平成32年度燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、2年延長した。(平成31年3月31日迄) 1 新車 ＜全額免除＞ ● 電気自動車（燃料電池車を含む。） ● 天然ガス自動車（平成21年排ガス規制N0x10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合） ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車（平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合） ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準30%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準25%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇平成21年排ガス規制N0x10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制N0x10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 ＜80%軽減＞ ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準20%達成車 ＜75%軽減＞ ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇平成21年排ガス規制N0x10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制N0x10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車

年度 項目	29
税率等	〈60%軽減〉 ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準20%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 〈50%軽減〉 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 〈40%軽減〉 ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 〈25%軽減〉 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準達成車 〈20%軽減〉 ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む。） ・ ★★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車

年 度 項 目	2 9
税 率 等	・ ★★★★★+平成32年度燃費基準達成車 ● L P G車（ハイブリッド車を含む。） ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 2 中古車 〈課税標準額から45万円控除〉 ● 電気自動車（燃料電池車を含む。） ● 天然ガス自動車（平成21年排ガス規制N0x10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合） ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車（平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合） ● ガソリン車・L P G車（ハイブリッド車を含む。） ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準30%達成車 ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準95%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準25%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準57%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制N0x10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 〈課税標準額から35万円控除〉 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準20%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準50%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制N0x10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 〈課税標準額から25万円控除〉 ● ガソリン車・L P G車（ハイブリッド車を含む。） ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準20%達成車 ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準80%達成車

年 度 項 目	2 9
税 率 等	● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準44%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ＜課税標準額から15万円控除＞ ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準10%達成車 ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準65%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準38%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準達成車 ＜課税標準額から5万円控除＞ ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準達成車 ・ ★★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準38%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準32%達成車 ＜環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置＞ ○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設、2年延長した。（平成31年3月31日迄） ※エコカー減税とは選択制 ＜ 課税標準額から1,000万円控除 ＞

年度 項目	29
税率等	● ノンステップバス ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの < 課税標準額から650万円控除 > ● リフト付きバス ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので、乗車定員が30人以上のもの < 課税標準額から200万円控除 > ● リフト付きバス ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので、乗車定員が30人未満のもの < 課税標準額から100万円控除 > ● ユニバーサルデザインタクシー ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するもの <先進安全自動車の取得に係る軽減措置> ○ 衝突被害軽減制動制御装置又は車両安定性制御装置を搭載したトラック・バス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設，2年延長した。 また、車線逸脱警報装置を搭載したバス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設した。 （平成31年3月31日迄） < 課税標準額から175万円控除 > ● 車線逸脱警報装置搭載車 ・ 車両総重量12t超のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等） < 課税標準額から350万円控除 > ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車 ・ 車両総重量3.5t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t以下及び5t超～12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等） ● 車両安定性制御装置搭載車 ・ 車両総重量3.5t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等） ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車及び車両安定性制御装置搭載車 ・ 車両総重量20t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） < 課税標準額から525万円控除 > ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車及び車両安定性制御装置搭載車 ・ 車両総重量3.5t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等）

